



法律のナレッジ

◆ 初版 : 2006年2月

◆ 発行所 : 同友館

ナレッジシリーズもいよいよ最後となる「法律」です。今回執筆にあたりさまざまな法律を読んでみて、色々なことを感じました。

法律には2つのことが書いてあります。1つは「こんな社会にしたい。だからこんなことをみんなでやろうじゃないか」という夢、希望のようなものです。これらは憲法をはじめ「××基本法」などに書かれています。明るくてポジティブな部分なのに、ほとんどの人が見向きもせず、日影の存在です。

2つ目は「これをやってはいけない。やったらこんな罪になる」というネガティブな部分です。法律といえば「社会のルール」と考えて、多くの人が法律に抱くイメージです。しかし夢だけでなく、多くのビジネスマン(一般国民といったほうがよいかもしれません)は、このルールも全くといってよいほど知りません。(そのため弁護士は大繁盛です。私の長女もこれを目指しています)

弊社で行っているビジネスリーダー養成塾、経営者養成塾で法律に関する事例問題などをやると、「そんなルールになっているんだ。でもこれって皆がやってることじゃない。本当にやっちゃいけないの...」という反応です。法律に書いてある「やってはいけないこと」は、実は多くの場合「誰かがやっていること、やっていたこと」であり、「やればやった本人は得をして、まわりに不幸をもたらすもの」です。そうすると「皆がやっているのに自分だけやらないと損をする」と考えるのも人情です。これがコンプライアンス(法を守ること)の原点です。

企業経営で考えれば、放っておけば「皆がやってしまうこと」、そして違法行為として「企業がダメージを受けること」をシステムチックに止めるのがマネジメントであり、マネジャー、経営者の職務といえます。

したがって本書のもっとも中心となる読者対象はマネジャー、経営者といったビジネスリーダーです。彼らは法律の意味をよく理解し、せめて自らに与えられたミッションに関するルールを知っている必要があります。そのため本書は単なる法律のルールではなく、どうしてそういうルールになったのか、何が社会の問題と考えてルールを作ったのかといったことをできるだけ解説するよう努力しています。

第2の読者対象は一般ビジネスマンです。ビジネスマンにとって**MUST**となる「法律のナレッジ」は「どんな法律が世の中にあるのか」ということです。法律というルールの「ありか」がわからないことには、法律についての相談さえもできません。本書はビジネスに必要な法律の「ありか」がすぐにわかるように、ビジネスマン向けに法律を体系的に整理しています。また法律名も通称を中心として記述し、正式名称はできるだけ抑えるようにしています。

法律は読んでみればわかりますが、最初の「総則」といった所にその法律で使う言葉の定義があり、中身は箇条書きで、1つ1つの法律は整理されています。ナレッジとしては他と比べてそれを取得するのに合理的にできているといえます。しかし3つの問題点があります。

1つはなぜそういうルールにしたかという思いが、「××基本法」といった別の法律に書いてあるので、それを一緒に読まないでとルールの意味がわからないことです。2つ目は役人が次から次へと法律を作り、改正し、国会議員がよくわからず可決しているので(特にビジネスに関する法律は選挙の票にならないので、ほとんど興味がないようです)、収拾がつかなくなっていることです。3つ目はルールがファジーで、いかようにもとれるので、「解釈」という仕事があることです(立法側が裁判所に頼りすぎのような気がします)。

このうち3つ目の問題点は弁護士などに任せるとして、本書では1つ目、2つ目の問題点をクリアすべく法律を整理・整頓して、ビジネスマンが読めばナレッジとして身につくようにしています(ただ多少3つ目の解釈につっこみすぎてしまった感もありますが...)。

本書をナレッジシリーズの最後として多くのビジネスマンに読んでいただき、ビジネスナレッジの集大成を図っていただくことを望んでいます。

本書の構成は5章31テーマから成ります。章扉には常識テストを用意しました。「これに答えられないとビジネスマンとは言えない」という問題を出しましたので、まずチャレンジしてみてください。各テーマは「ビジネスシーン」「本文」「ビジネスキーワード」から成り立っています。ビジネスシーンはそのテーマに関して、ビジネスの局面で交わされる会話を挙げてみました。本文はそのテーマの本質がわかるように、できるだけ平易な表現としました。

そのなかでもしっかりと理解して欲しい用語は、「定義」として解説しています。ビジネスキーワードは本文を理解したうえで、この言葉をビジネスの現場で使っていこうというものです。巻末にはビジネスキーワードの索引を設けていますので、辞書代わりにも使ってください。

最後に本書を執筆するにあたり、多くの方々のご協力をいただきました。弊社にてビジネスリーダー養成をやらせていただいた企業の方々には、本書を書くうえでさまざまなヒントをいただきました。(株)同友館出版部長の鈴木良二氏には執筆に関するさまざまなアドバイスをいただきました。ここに深く感謝の念を表したいと思います。

本書は2010年に法改定などを考慮して内容を改定しました。

2010年5月
(株)MCシステム研究所 内山 力

目次

第1章 法律の世界

テーマ 1 法律とは

テーマ 2 法律の分類

テーマ 3 法律のプロ

テーマ 4 裁判のルール

Coffee break1 法律業界の疑問

第2章 会社法

テーマ 5 会社の種類

テーマ 6 株式会社の特徴

テーマ 7 株式会社のメンバー

テーマ 8 会社を設計する

テーマ 9 会社を作るルール

テーマ10 増資のルール

テーマ11 会社を変えるルール

Coffee break2 買収ドラマ

第3章 社会に関する法律

テーマ12 株を売買するルール

テーマ13 倒産のルール

テーマ14 税と税法

テーマ15 所得税のルール

テーマ16 法人税のルール

テーマ17 消費税のルール

テーマ18 環境を守るルール

テーマ19 インターネット法

Coffee break3 税制改革

目次

第4章 取引・契約に関する法律

テーマ20 私法の王様「民法」

テーマ21 契約と法律

テーマ22 契約のパターン

テーマ23 やってはいけない取引

テーマ24 消費者を守るルール

テーマ25 JISとISO

Coffee break4 家族法

第5章 経営資源に関する法律

テーマ26 守るべき労働条件

テーマ27 労働者を守るルール

テーマ28 発明を保護する

テーマ29 デザイン・マークを保護する

テーマ30 著作物を守る

テーマ31 不正競争防止と国際保護

Coffee break5 法律を勉強して

第 1 章

法律の世界



Q1. 法律とは？

- ア. 国会で決めた法 イ. 国のルールの総称
- ウ. 文書に書かれた法 エ. 国自身に強制力を持つ法

Q2. 政令はどれにあたる？

- ア. 条例 イ. 規制 ウ. 命令 エ. 認可

Q3. 刑法があてはまらないのは？

- ア. 私法 イ. 実体法 ウ. 手続法 エ. 刑事法

Q4. 特許法のプロは？

- ア. 司法書士 イ. 行政書士 ウ. 公証人 エ. 弁理士



Q6. 正しいのは？

- ア. 審理＋裁判＝審判
- イ. 審判とは事実認定にもとづく裁判のこと
- ウ. 裁判を簡素化したものを審判という
- エ. 裁判所以外で審理することを審判という

Q7. 起訴は誰がする？

- ア. 警察官
- イ. 検察官
- ウ. 裁判官
- エ. 弁護士

(正解) Q1.ア Q2.ウ Q3.ウ Q4.エ Q5.イ Q6.ア Q7.イ

《ビジネスシーン》

「そもそも法律って何だ？ 憲法は法律か？ 条例って
いうのもあるよな」

「全部『法』だよ。法律は国会が決めた法だよ」

まず法律について定義してみましょう。

法律は「法」の一部です。「法」は辞書によれば「物事の普遍的な見方、それがしきたりとなったもの」と書いてあります。方法、法則...の法です。法律の世界でいう「法」はもう少し狭い意味で、次のように定義します。

定義

法⇒国によって認められ、それを行うことを強制されるルール。そのルールを作るにあたっての考え方やルールを破った時のペナルティを含む。

法は「やらなければならないこと、やってはいけないこと」や「なぜそれをやらなければならないか、やってはいけないのか」「やるべきことをやらなかったら、やってはいけないことをやったらどうなるのか」が書いてあるものです。

定義

成文法⇒決められた手続にもとづいて、文書で表された法。制定法ともいう。

不文法⇒成文法以外。つまり手続が決まっていないか、または文書で表されていない法。不文律ともいう。

法は上の2つに分類されます。法は当たり前ですが、人間が社会を形成していく中で自然にできたルールである不文法からスタートし、これをきちんと文書にしようということで成文法になっていったものです。不文法には次の3つのものがあります。

- ・ **慣習** 社会でいつのまにかルールとなっているもの。法律の世界では商慣習、国際慣習といった形でよく使われる。
- ・ **判例** 裁判所の判決などの判断で以降の先例となるもの。
- ・ **条理** 物事の道理、筋道のことで、「普通はこう考えるだろう」といったもの。

法をすべて文書にするのは難しいし、文書にできてもその解釈が人によって分かれてしまうことが多いのも事実です（よく新聞をにぎわす「憲法解釈」など）。不文法にはこれを補っていく役割もあります。本書では成文法のみをその対象とします。

法とは「国が強制力を持つルール」ですが、強制する相手は2つに分かれます。それは国自身とそれ以外（国民、企業...）です。この国自身に強制力を持つものが憲法です。したがって憲法は国（その代表である国会）だけで決めることはできず（といってもすでにできているので、その改正がテーマ）、国民の了承も必要です（学校で勉強して、今騒いでいるので知っていると思いますが、憲法改正は衆議院、参議院の2/3以上の賛成および国民の過半数の賛成が必要です）。

これでやっと法律が定義できます。

定義

法律⇒国会で決めた法。

憲法と法律では憲法のほうが上で、憲法に反した法律は認められません。これも学校で勉強したと思いますが、このチェックをするのは裁判所です（違憲立法審査権という）。そういう意味で憲法は「法律を作る法」（ルール）ともいえます。

国会はそもそも法律を決める機関（立法機関）であり、次のようなステップで作られます。

- ・発議 内閣（政府立法）または国会議員（議員立法）が国会へ法律を提出。政府立法が圧倒的に多い。

- ・先議の議院 衆議院または参議院のどちらからスタート（ただし予算だけは衆議院）。委員会で審議・採決（必須ではない）し、その後本会議で審議・採決する。
- ・後議の議院 上と同じ。
- ・公布 こういうルールにすると発表。
- ・施行 ルールを実施。

法律は両院の賛成が必要ですが、衆議院で可決、参議院で否決になっても、衆議院の2/3以上の賛成があれば法律となります（衆議院の再議権という）。

定義

命令⇒国の行政機関（政府）が決める法。内閣として制定するものを政令、各省で制定するものを省令（内閣府が決めるのは内閣府令）という。

条例⇒県、市など地方公共団体（地方自治体ともいう）が決める法。その中で適用される。

国会以外で決める法（法律以外の法）としては上のようなものがありますが、法律の方が優先します。

法律、命令、条例などをあわせて法令といいます。

規制という言葉もよく使います。規制緩和の規制です。規制とは法令などによって何かを制限することをいいます。規制という世界では次のような不思議な言葉が使われます。

定義

認可⇒その行為が公の機関の同意を得なければ成立しない時に使う。学校の設立などは認可。国の認可がなければ学校とはいわず、学校でなければ、そこを卒業しても高校卒業などが社会的に認められない。

許可⇒一般的には禁止していることを免除すること。但し許可を受けないでその行為を行っても法律上の効力はある。ガソリンスタンド、タバコ小売など。

免許⇒許可と同じ意味。酒類販売など。

登録⇒一定の事実などを、政府などに備える特定の帳簿に記載する必要がある時に使う。証券会社など。

届出⇒一定の事柄を公の機関に知らせる義務がある時に使う。医療用品販売業など。

簡単に言えば認可、許可、免許は「おかみ」のOKなしにはできず、登録、届出は「やってもよいが、やる時は教えろ」ということです。



ビジネスキーワード

法、成文法、不文法、慣習、判例、条理、憲法、法律、政令、命令、省令、条例、認可、許可、免許、登録、届出

《ビジネスシーン》

「コンプライアンスが大切なのはわかるけど、何かあったら法務部に相談すればいいんじゃないの」

「どんな法律があるかを知らないと、相談さえもできないぞ」

法律の分類はいろいろな学者がチャレンジしており、さまざまな角度から分けることができます。まずは範囲です。

定義

国際法⇒国と国の関係を決めるルール。国際法の代表が国家間で文書によって合意する条約。日本では条約は内閣が締結し、国会が承認する。

憲法、法令は国内法です。条約は法令に優先しますが、憲法とどちらが優先するかは意見が分かれています。グローバル経済、インターネットの時代において国際法は大切なのですが、国をまたいでいるのでルールは細部にまで渡りません。そこで国際的なもめ事はどちらかの国の法律が適用されることが多いといえます。この適用される国内法のことを準拠法といいます。本書は国内法を主な対象とします。

定義

公法⇒憲法など国、地方公共団体についてのルール。

私法⇒個人の権利、義務についてのルール。代表例は民法。

法の対象による分類でもっとも古くからあるようです。私法の中で公法に近く、国でも個人でもない「社会」についてのルールを決めたものを社会法ともいいます。労働法などがその代表例です。私法から社会法を除いたものを市民法ともいいます。

定義

実体法⇒権利、義務、犯罪などについてのルール。

手続法⇒実体法を守り、実現するためのルール。

例えば実体法（民法、刑法）では「××をやってはいけない」と書いてあります。一方××訴訟法という手続法では、それを「やった時」の裁判のやり方などが書いてあります。

定義

刑事法⇒犯罪に関するルール。実体法では刑法、手続法では刑事訴訟法が代表。

民事法⇒人と人の権利・義務などに関するルール。実体法では民法、手続法では民事訴訟法が代表。

基本法（ある分野の法律についてその考え方を書いたもの）、一般法、特別法（対象、事項などが特別。一般法よりも優先される）といった区分もできます。

法律の分類ではこのようにディメンジョンが多く、かつ微妙に重なりあっています。では六法全書ではどうしているのでしょうか。六法とは本来は明治以来、法の中心的存在になっている憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6つの法律をいいます。ただ一般には六法全書という本（六法だけでなく数多くの法律がのっている）を指すことも多く、「六法」というと「すべての法」という意味で使っています。六法全書では法を次の5つに区分しています。

- ・公法 憲法、国会法、裁判所法、地方自治法、税法（所得税法、法人税法など税に関する法律群をこうよぶ。法律をグルーピングしてニックネームをつけることも多い）、環境法（この2つは社会法のような気がします）…。

- ・ 民事法 民法、商法、民事訴訟法…。
- ・ 刑事法 刑法、刑事訴訟法…。
- ・ 社会法 労働法、社会保障法（社会保険など社会保障に関する法律群）など社会に関するもの。
- ・ 産業法 本来社会法に入れるべきだが、経済法（独禁法など経済に関する法律群）、事業関係法（金融商品取引法のように特定の事業に関する法律）、知的財産法（特許法など知的財産に関する法律群）の3つを社会法から分けている。

本書はビジネスマンのためのナレッジシリーズであり、ビジネスに関連する法だけを独自の4分類で説明していきます。それは「会社法」（会社に関する法律。第2章）、社会に関する法律（金融商品取引法、税法、環境法など。第3章）、契約・取引に関する法律（民法、PL法、消費者保護法など。第4章）、ヒト、ノウハウなど経営資源に関する法律（労働法、知的財産法。第5章）の4つです。

ビジネスキーワード

国際法、条約、準拠法、公法、私法、社会法、実体法、手続法、刑事法、民事法、基本法、一般法、特別法、産業法、経済法、事業関連法、知的財産法

《ビジネスシーン》

「特許に関してコンサルティングしてくれる人はいないかなあ。でも弁護士はギャラが高そうだな」

「そりゃ、弁理士だろう」

法律はありとあらゆる領域にわたったルールであり、一般人が全部覚え、理解するというわけにはいきません。そのため、そのルールを一般人に教えたり、守らせたり、守らない人を見つけたり、といったプロフェッショナルが必要です。

このプロには次のようなタイプがいて、タイプ別に資格試験（その法律を知っているか）を行い、プロを育てています。

① **法曹** いわゆる司法試験に合格して、その資格を得た人たちです。職種としては次の3つです。

- ・ **裁判官** 裁判を行う。
- ・ **検察官** 犯罪を捜査し、刑の執行を促し、管理する。
- ・ **弁護士** 上の2職種と比べると仕事の範囲が広く、「誰かの依頼にもとづいて法律の仕事を行う人」のこと。

司法試験は、日本では超難関で、諸外国に比べライセンス保持者が極端に少ない状況でした。そこで上の3つの職種をもっと増やすため、法科大学院（ロースクール）をベースとした新しい試験制度へと移行しています。

② **準法曹** ①以外で法律の仕事を行う人です。

- ・ **司法書士** 裁判所、検察庁（検察官のいる所）、法務局（国の法律に関わることを行う所で、法務省の出先機関）など司法への提出資料の作成を支援・代行する人。
- ・ **行政書士** 国、地方公共団体など行政への書類作成を支援・代行する人。
- ・ **公証人** 民事に関する正式な書類（これを公正証書という）の作成を支援・代行したり、その他の証書、定款などの認証をする人。法務局にいる公務員。

③ **特定の法律のプロ**

- ・ **弁理士** 特許法などの知的財産法のプロ。その登録・出願の代行などを行う。
- ・ **税理士** 税法のプロ。税務書類作成の支援・代行を行う。
- ・ **公認会計士** 企業の会計に関する法律のプロ。決算書の監査（テーマ12参照）が本業。
- ・ **社会保険労務士** 社会保険に関するプロ。

④ **司法警察職員** 上記の検察官とともに犯罪捜査を行う人。警察官（正式には一般司法警察職員という）の他、労働基準監督官、海上保安官などの特別司法警察職員がいます。

ビジネスキーワード

法曹、裁判官、検察官、弁護士、法科大学院、ロースクール、司法書士、行政書士、公証人、弁理士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法警察職員、警察官、労働基準監督官、海上保安官

《ビジネスシーン》

「××社は契約違反だ。警察に訴えてやる」

「警察は民事不介入だろう。裁判所だろ」

定義

裁判⇒裁判所が法によって争訟に結着をつけること。

争訟⇒争いごとのうち、法の適用で決着がつくもの。

裁判を行うのが裁判官であり、手続法がそのベースです。争いの事実をはっきりさせ（事実認定）、実体法を解釈、適用して（ここまでが審理）、結着をつける（これが裁判）という仕事を行います（審理と裁判をあわせて審判という）。争いの種類によって民事裁判、刑事裁判、行政裁判（国や地方公共団体の権利についての争い）の3つに分かれます。

裁判所はランキングされており、上位から最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所（小さな争いを担当）となります。小学校で覚えたように裁判所を使って、原則3回（三審制）まで裁判を受けることができます。

① 民事裁判の流れ

(i)示談 民事とは個人や企業の2者間の争いのことです。この争いを裁判によらず和解することを一般に示談といいます。これには次のようなパターンがあります。

- ・話し合い この場合のみを示談ということもある。
- ・調停 裁判所などの第3者が入り、調停案を出し、これを両者が合意すること。
- ・仲裁 裁判所以外の第三者（法律でよく使う言葉。当事者以外の人）が仲裁人となり、決着をつけること。両者の合意は不要。裁判開始前でも多くの場合弁護士が関与する。

(ii)裁判開始 示談ができないと裁判です。当事者の一方が裁判所に訴状という文書を出します。この行為が「訴訟を起こす」（訴えてやる!）というものです。訴えた方を原告、訴えられた方を被告といいます。民事裁判は両者が途中で和解すれば、いつでも中止できます。裁判所は出された訴状を見て問題がなければ、被告に答弁書(被告の言いたいことを訴状と同様に文書にしてもらおう)を出してもらいます。

(iii)審理 口頭弁論（当事者間の意見を口で言う）、証拠調べ（証人尋問など）などによって調べます。

(iv)判決 裁判所の結論が主文、事実、理由...といった形で述べられます（テレビドラマで見たことがあると思います）。

(v) **不服** 第一審の判決が不服なら第二審へ（控訴という）、第二審でも不服なら第三審へ（上告という）訴えます。

(vi) **確定** 判決が確定すると当事者は両者ともこれに従わなくてはなりません。一方が従わない時は裁判所が強制執行（[テーマ20](#)参照）を行うこともあります。また判決が出た後、控訴、上告などで確定しない場合でも、その途中の「判決をもとに仮に強制執行」を行うこともあります（仮執行という）。さらに裁判の判決自体が出る前に裁判所が暫定的に何か指示をすることもあり、これを仮処分といいます。

② 刑事裁判の流れ

(i) **捜査** 警察官または検察官が犯罪を調べ、犯人を見つけ、証拠を収集します。任意捜査（国家権力を用いない）、強制捜査（逮捕など）によって犯人らしき人（被疑者という）を特定します。（多くの場合被疑者は逮捕されます。）被疑者が弁護士（原則として弁護士）を選ぶと検察官に渡されます（これを送検という。逮捕しないで行うことを書類送検という）。送検されると検察官が調べ、起訴（裁判をする）、不起訴（しない）を決めます。裁判をすると決めたら検察官は起訴状という書類を裁判所に出して、いよいよ裁判となります（少額罰金刑などには裁判を簡易に済ませる略式手続きもある）。

(iii) **審理** 裁判が始まると民事と同様に被疑者は被告、検察官は原告とよばれます。審理は事実認定が主で、被告人は勾留されるのが原則ですが、保証金などを払って釈放されることもあります（保釈という）。

(iv) **判決** 被告人に刑が宣告されます。原告、被告が不服であれば控訴、上告と進み確定します。



ビジネスキーワード

裁判、審理、審判、民事裁判、刑事裁判、行政裁判、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所、示談、和解、調停、仲裁、訴状、訴訟、原告、被告、控訴、上告、強制執行、仮執行、仮処分、逮捕、送検、書類送検、起訴、不起訴

法律業界の疑問

法律が作り出すビジネスゾーン、つまり法律業界はミステリアスで、外から見るとわかりづらいといえます。ここでは皆が疑問に思っていることに答えましょう（もちろん独断で）。

「なぜ法律はわかりづらいか」...法律は日本語でなく法律語で書かれている。法律の意味がわかるには、法律語の文法を理解しなくてはならない。法律用語集はあっても文法記述書がない。

「なぜ企業は法律を守らないか」...法律が難しすぎて理解できない。理解できても、とても守れないルールになっている。企業の中に理解している人もいるが、多くの場合変人で（失礼！）出世できないことが多い。自分の会社に法務部などあることさえも知らない人も多い(社長も知らないと作ることさえも忘れてしまう)。

「なぜ法律は難しいか」...やさしいと弁護士が失業してしまうから

「なぜ法律とビジネスの実体がかき離れているのか」...作っているのが実世界を知らない役人のため。本来作るはずの国会議員もビジネスマンは少なく、役人、2世、弁護士がほとんど。そのため特にビジネスに関する法律はそのギャップは大きい。

「なぜ国会議員でなく役人が法律を作っているのか」 …国会議員が法律語を理解できず、理解できた頃には落選しているか、死んでいるか、仕事が立法から政府という行政がメインになっているか、のどれかだから。

「なぜ弁護士は高年収か」 …需要が大きく、供給が小さいため。司法試験をやさしくして供給（弁護士）を増やしても同じ。裁判の時間を長引かせて需要をふくらませれば結局は同じ。

「なぜアメリカ人はすぐ訴えるのか」 …日本より裁判費用が安いから

「なぜアメリカは裁判費用が安いのか」 …アメリカでは弁護士が競争し、日本では仲良しだから。

「なぜ脱税の裁判はいつも被疑者が負けて、罪が重いのか」 …裁判官も検事も、そして法律を作っている役人も皆税金が収入源だから。

第 2 章

会社法



Q1. 次のうち有限責任社員がないのは？

ア. 株式会社 イ. 合名会社 ウ. 合資会社 エ. 合同会社

Q2. まちがいは？

ア. 自益権はすべて単独株主権
イ. 帳簿閲覧権は少数株主権
ウ. 残金財産分配請求権は共益権
エ. 株主総会議決権は単独株主権

Q3. すべての株式会社に必要な機関は？

ア. 取締役 イ. 監査役 ウ. 代表取締役 エ. 会計参与

Q4. 委員会設置会社でない機関は？

ア. 取締役会 イ. 監査役 ウ. 執行役 エ. 株主総会



Q5. 定款の絶対的記載事項でないのは？

ア. 事業目的 イ. 援権株式 ウ. 発行株式総数 エ. 事業年度

Q6. 正しいのは？

ア. 同一会社が発行する株式はすべて同一の権利でなくてはならない

イ. 自己株式の保有は禁止されている

ウ. 株式の有利発行は禁止されている

エ. 新株予約権は募集株式の一種である

Q7. 経営統合に用いられるのは？

ア. 会社分割 イ. 持株会社 ウ. 事業譲渡 エ. 吸収合併

(正解) Q1.イ Q2.ウ Q3.ア Q4.イ Q5.エ Q6.エ Q7.イ

《ビジネスシーン》

「今度の会社法では日本版LLCがOKになったと聞いたけど、これって何？」

「出資を募って会社を作るんじゃなく、カネを出し合って会社を作る時にフィットしてるんだ。共同株主兼共同経営者という組合のような会社だ」

本章では会社法を対象とします。

① **会社法** 継続して一定の仕事をする集団（1人でもOK）を企業といいます。企業は個人（自然人ともいう）と法人に分かれます。法人とは何らかの法律によって、個人と同様に名前を持ち、「やっていいこと、いけないこと」が定められている集団のことをいいます（法律で作られた「人」という意味です）。法人のうち、「もうけが目的の法人」のことを会社といいます（詳しい定義は「会社のナレッジ」参照）。

従来会社に関しては商法の第2編を中心に、有限会社法、商法特例法という3つの法律がありました。これが「会社法」という1つの独立した法律となり、2006年4月より施行されることになりました。商法はこれまで何回か改正されてきましたが、ここまで抜本的な改正がされたのは初めてです。

② 会社の種類

定義

出資⇒会社が事業をやるうえで必要なカネ（場合によってはモノ、ヒト）を特定の人が出すこと。借金とは違い、その会社が事業を続けている限り、出資した人は原則として「返せ」といえない。

社員⇒一般には従業員をさすが、法律上は会社に出資した人。会社（もうけを目的としている）がもうかった時、その一部の分配を受けることができる。

無限責任社員⇒会社の借金に対して、保証人（会社が返せなかったら個人で返す）となる出資者。

有限責任社員⇒保証人とならない出資者。

会社法ではこの出資方法をベースとして4つの会社を定めています。これを「ざっと」定義してみます。

定義

株式会社⇒全員が有限責任社員（この会社では株主という）で、株主は事業の遂行（仕事をするということ）を取締役に委任する。

持分会社⇒株式会社以外の会社の総称。原則として社員（出資者）は事業を遂行し、かつ会社を代表する。次の3つのタイプがある。

合名会社⇒社員は全員無限責任社員。

合資会社⇒社員は無限責任社員と有限責任社員。

合同会社⇒社員は全員有限責任社員。

従来は有限会社法による有限会社というものが認められていました。これは最低出資額を300万円（株式会社は1000万円）とし、かつ株式会社よりも設立を簡素化したものです。今回の会社法では株式会社の最低出資額がなくなったこともあり、有限会社は設立できなくなりました。現存する有限会社は「特例有限会社」として従来どおり事業をすることも、株式会社に変更することもできます。

代わって新たに認められたのが合同会社で、アメリカで普及しているLLC (Limited Liability Company) を参考にして作られたものです。株式会社同様に有限責任社員だけなのですが、株式会社のように法律で細かいルール（取締役、監査役...）を決めず、定款（[テーマ9](#)参照、会社の独自ルール）によって、どうやって事業を進めるかを会社自身が自由に決められるものです。何人かがカネを出し合って共同事業を展開していくような形をイメージしています。起業を促し、日本経済を活性化させようというのが目的のようです。

③ **特別法上の会社** 会社法以外の法律が適用される会社です。保険業法によって設立される相互会社（社員は保険加入者であり、相互の出資で成り立つもの）や特別会社などがあります。特別会社には日本電信電話会社法に基づく日本電信電話株式会社や、JR各社などがあり、それぞれ個別の法律があります。多くが「官から民へ」の流れの中で作られたものです。郵政民営化も最初は特別会社です。

④ 組合

定義

組合⇒個人や法人が一定の目的で集まったもの。

法律上、次の2つに分けられます。法人でないものは個人と法人の中間のような位置づけです。

定義

民法上の組合⇒企業（個人企業が多い）が資金を出し合って事業を行うもの。一部の人が出資のみを行って事業を行わないものは匿名組合という。法人ではなく、対外取引にはその名前を使えず、各企業の名で行う。

特別法の組合⇒組合設立のための法律があり、それによって作られるもの。法人のものも、そうでないものもある。中小企業等協同組合、農業協同組合のように共同で経済活動をするものだけでなく、健康保険組合、労働組合といったものもある。

この組合に2005年から有限責任組合（Limited Liability Partnership : LLPと略す）というものができました。この特徴は次のようなものです。

- ・ 法人ではない組合 そのために法人税（[テーマ16](#)参照）が課せられない。（組合員がそれぞれ納める。）
- ・ 出資者全員が有限責任 従来の組合員は無限責任。
- ・ 細かなルールがない 合同会社同様に細かい活動ルールがなく、自由にルールを決めてよい。

企業や、個人などが共同で新事業を行う時などへの活用が期待されています。

ビジネスキーワード

会社法、企業、法人、会社、社員、無限責任社員、有限責任社員、株式会社、持分会社、合名会社、合資会社、合同会社、LLC、相互会社、特別会社、組合、民法上の組合、匿名組合、有限責任組合、LLP

《ビジネスシーン》

「株主ってすべて平等なの？」

「大株主は少数株主といって、特別な権利を持ってるんだ。例えばその会社の帳簿を見たりすることあえもできるんだ」

「株主総会での票はどれも一票なんでしょう」

「いや、その一票を入れないものもあるんだ」

ここからは主に株式会社をその対象として考えていきます。

① **株式会社の特徴** 株式会社は他の会社とは異なり、次のような特徴を持っています。

- ・ **出資の証券化** 株式会社は誰かがその事業の元手を出す（出資）ことからスタートします。出資は「1口いくら」という形を原則としています。この「口」を「株」と表現します（100株とは100口のこと）。

定義

株式⇒出資者が株数に応じて得られるその会社に対する「権利」

一般に財産の権利・義務などが書いてある紙を証券といいます。株式という権利は1つの財産として、株券という証券で表現され、そのやりとりがなされます。

(詳しくは[テーマ12](#)で述べます。) これを株式の証券化といいます。ただし株券という紙を発行せず、株式という「権利」だけをやりとりすることも可能です。

・ **株主有限責任** 株式を持っている人を株主といいます。つまり出資者（法的には[テーマ5](#)で述べた社員）です。株式会社は歴史的に見ると、オランダ東インド会社のように大事業を行うために出来た制度です。大事業を行うためには膨大な資金が必要であり、そのためには多くの出資者が安全かつ容易にカネを出資できる仕組みが必要です。株式会社とは有限責任で（出資した分だけしか責任がない）、多くの出資者を集めるために考え出された制度といえます。この多くの株主が一同に会して、色々なことを決める会議を株主総会といいます。

・ **機関分化** 株式会社では資本と経営の分離が行われます。これは出資者である株主が、自らは会社の経営を行わず、有能な専門経営者に経営を任せるというものです（もちろん株主が経営者を兼務しても構いません）。これも上と同様に経営する意思のない多くの人からも、資金を集めることを期待したものです。この有能な経営専門家は取締役とよばれ、取締役会を形成します。また株主に代わって取締役をチェックする人として監査役を選びます。

このように株主総会を含め、会社を運営していく組織を会社機関（略して機関）といいます。

② 株式

(i) 権利 株式という権利は次の2つから成ります。

定義

自益権⇒会社から「利益を受ける権利」。

共益権⇒会社の利益のために「経営に参加する権利」。

代表的な自益権として、2つのものがあります。1つは会社が利益を上げた時にもらえる配当であり（利益配当請求権という）、もう1つは会社が事業をやめた時、残った財産を分配してもらうこと（残余財産分配請求権という）です。

定義

単独株主権⇒すべての株主に平等に認められていて、原則として1株の株主でも得られるもの。

少数株主権⇒会社が発行した株式の一定割合（または一定額）以上持っている株主だけに認められる権利。

自益権はすべて単独株主権です。共益権には単独株主権と少数株主権があります。共益権の単独株主権には、株主総会議決権（株主総会で一票を入れる）、代表訴訟提起権（1株でも持っていれば[テーマ7](#)で述べる株主代表訴訟を起こすことができる）などがあります。

共益権の少数株主権には帳簿閲覧権（その会社の決算書などを見ることができる）などがあります。少数株主権は権利ごとにその要件（どれくらいの株を持っているとその権利が得られるか）が法で決まっていますが、定款でその要件を変えたり、単独株主権に変えることもできます。

(ii)株主平等の原則 株主の権利、つまり株式は持ち株数に応じて平等であり、これを株主平等の原則といいます。この原則の例外としては、次の点が挙げられます。

- ・ 上で述べた少数株主権を認めていること。
- ・ 定款で定めれば議決制限株式（株主総会での一票に制限のある株式）など異なるタイプの株式を発行できること。複数のタイプの株式がある時、これを種類株式という。

(iii) **株式譲渡自由の原則** 株主は自らが持つ株式を、他人に自由に譲渡（法的には「ただであげる」だけでなく、「有料で渡す」つまり「売ること」もこう表現する）することができるというものです。株主は会社に対して出資金を返してもらうことを要求できないので、すぐに出したカネを回収するには株式を売るしかありません。そのため株式の譲渡を認めています。また株式会社では所有と経営は分離しているため、誰が株主になっても影響がないはずです。

とはいうものの現実の世界ではフジテレビ、TBSの例でもわかるように、株主の変更は会社、経営者、従業員にとって大問題です。そこで従来の商法でも定款で定めれば（つまり株主が了解すれば）この株式譲渡を制限することを認めてきました。そしてこれをもっとはっきりさせたのが会社法です。これについては次のテーマ7で述べます。

ビジネスキーワード

株、株式、株主、株主総会、証券、株式の証券化、株主有限責任、資本と経営の分離、会社機関、単独株主権、少数株主権、株主平等の原則、議決制限株式、種類株式、株式譲渡自由の原則

《ビジネスシーン》

「株式会社が今度大きく変わったんだって」

「数人の中小企業から数万人の大企業まで、同じルールでやろうとしたことに無理があったんだ」

株式譲渡制限は定款に「株式の譲渡に関しては取締役会の承認を得ること」と書けば可能です（もちろん後で述べる上場会社はこれでは証券市場で売買できません）。

定義

公開会社⇒株式譲渡制限がない会社。

株式譲渡制限会社⇒株式譲渡制限がある会社。

その会社の株式が自由に売買できるかどうかによって、2つに分けようというものです。正確にいうと「すべての株式に譲渡制限がある会社」以外のものを公開会社として定義しています。つまり一部の種類株式（[テーマ10](#)参照）についてのみ譲渡制限がある場合でも公開会社となります。

会社法では、会社の意思でその機関のあり方を、かなり自由に決められる（これを機関設計という）ように変えました。すべての株式会社に必要な機関は株主総会と取締役だけです。これ以外は会社のタイプや状況に応じて自由に考えてよいということです。ただし上の公開・譲渡制限という2つの区分、および下の大会社と中小会社に分けて、その機関設計ルールを変えています。

定義

大会社⇒資本金（元手）の額が5億円以上or負債（借金）が200億円以上の株式会社。

① **株主総会** 株主総会は株主によって構成される会社の最高意思決定機関であり、意思決定（決議という）には次の2つのやり方があります。

定義

普通決議⇒一般的な事項を決議する。議決権の過半数の株主が出席し（定款で条件を変えられる）、出席株主の議決権の過半数で決定する。取締役・監査役の選任・報酬決定、取締役の解任、決算書の承認など。

特別決議⇒重要事項について決議する。出席株主の条件は上と同じだが2/3以上の賛成を必要とする。定款の変更、解散（会社をやめる）、合併、監査役の解任などがこれにあたる。特別な事項について条件を厳しくした特殊決議もある。

株主総会は開催タイミングで定時総会（決算期から3ヶ月以内に開催）と臨時総会（必要に応じて）に分けられます。

② 取締役&取締役会

(i) **パターン** 次の2つのパターンに分かれます。

- ・ **取締役会非設置会社** 株式譲渡制限会社では取締役会を設置しないことも可能。設置しない場合は取締役が経営機関となる(意思決定機関は株主総会)。この時取締役は1人以上でOK。
- ・ **取締役会設置会社** 取締役会が経営機関、および一部の意思決定機関となる。取締役の人数は3名以上。

(ii) **取締役の任期** 原則として2年ですが、株式譲渡制限会社は定款で定めれば10年まで延長可能です。

(iii) **取締役会の権限** 取締役会は取締役全員で構成し、次の3つの権限を有します（もちろん設置会社だけですが）。

- ・ 業務執行の意思決定 重要な財産の処分・譲渡、多額の借金、重要な組織の改定・廃止など。ここで意思決定されたものは取締役が実際に業務として執行する。
- ・ 業務執行の監督 取締役が行う業務執行を監督する。そのため各取締役は少なくとも3ヶ月に1回は、業務執行状況を取締役会に報告しなくてはならない。
- ・ 代表取締役の選定・監督・解職。

(iv) **取締役の義務** 次のような義務があります。

- ・ 善管注意義務 取締役という地位に、一般的に要求される程度の注意義務を持つ（かなりファジーですが）。
- ・ 監視義務 他の取締役の執行が適正に行われているかを相互に監視する義務を持つ。
- ・ 競業避止義務 取締役がその会社の事業と「同じような事業」を行うには、取締役会（非設置会社では株主総会）の承認を受けなければならない。

(v) **株主代表訴訟** 株主が会社に代わって取締役の経営責任を追及し、損害賠償を取締役個人に求める訴訟を起こすことができます。1993年から手数料が一律8200円に大幅ディスカウントされ、訴訟が急増しました。そこで2002年からは取締役会（定款でその旨を記載）または株主総会の特別決議によって、その損害賠償額を代表取締役で報酬（過去受けたもっとも高い報酬）の6年分、取締役で4年分、社外取締役は2年分を上限とすることができます。

③ **代表取締役** 代表取締役とはまさに「会社を代表する」という意味です。代表取締役の行為は対外的には「会社そのものの行為」（会社の責任）となります。これを「代表権を有する」といいます。

- ・ **取締役会設置会社** 取締役会で選定する。人数は1人以上（人数は定款で定めることが多い）。
- ・ **取締役会非設置会社** 各取締役が代表権を持っているのが原則。取締役の中から代表取締役を選ぶことも可能。

社長、副社長、専務取締役、常務取締役など外部の人が代表取締役とまちがいやすい名称を持っているが、代表権のない人を表見代表取締役といいます。善意（「良い人」ということではなく、法律では「ある事実を知らない人」をいう）の第三者に対するこの表見代表取締役の行為も、代表取締役の行為と同様に会社として責任を負います。

④ **監査役** 監査役は株主総会で選任され、取締役の仕事を監督します。

(i) **人数**

- ・ **取締役会非設置会社** 設置は任意（これも法律でよく使う言葉。「してもしなくてもよい」という意味）。
- ・ **取締役会設置会社** 1人以上設置しなければならない。

(ii) **任期** 4年。短縮はできないが、株式譲渡制限会社では定款で定めれば取締役と同様に10年まで延長可能です。

(iii) **業務**

- ・ **権限** 会計監査（決算書のチェック）、および業務監査（仕事のチェック）。株式譲渡制限会社では定款で会計監査のみにすることもできる。
- ・ **調査権** 取締役に事業報告を求めたり、業務・財産の調査をすることができる（必要であれば子会社もその対象）。
- ・ **義務** 報告義務（取締役の不正は取締役会へ、株主総会提出資料については調査し、不当なものは株主総会へ報告）、および取締役会への出席義務を負う。

(iv) **監査役会** 大会社の公開会社は監査役会を置かなければなりません。それ以外の会社は任意です。これを置いた時監査役は3人以上で、半数以上は社外監査役（過去にその会社または子会社の取締役や従業員でなかった人）でなければなりません。監査役会は監査役全員で構成され、職務分担や調査方法などを決めるなどして、効率的な監査を目指すものです。

⑤ **会計参与** 新会社法で生まれた新しい機関で、取締役とともに計算書類（決算書）などを「作成する」人です。中小企業の会計を手伝う外部の人をイメージしています。株主総会で選出され、任期は取締役と同じです。設置はすべての会社で任意であり、人数も自由です。

- ・資格 会計参与は公認会計士、監査法人（公認会計士が法人としてグループとなったもの）、税理士、税理士法人（監査法人同様の税理士のグループ）でなければならない。
- ・権限 計算書類作成の他、会計帳簿の閲覧権、子会社調査権、株主総会での意見陳述など。
- ・義務 不正行為の報告義務（取締役の不正なら監査役または株主総会へ報告）、および取締役会への出席義務を負う。

取締役会設置会社は原則として監査役の設置義務がありますが、大会社以外では例外として監査役の代わりに会計参与だけでもOK（監査役と併設してもOK）です。

⑥ **会計監査人** 決算書の監査(会計参与が作成なら、こちらはチェック)をする人です。従来は大会社のみにあった機関ですが、一部改正となりました。

- ・大会社では会計監査人を置かなければならないが、それ以外は任意。
- ・資格 公認会計士または監査法人。
- ・権限、義務 会計参与とほぼ同じ。

ビジネスキーワード

公開会社、株式譲渡制限会社、大会社、機関設計、株主総会、普通決議、特別決議、定時総会、臨時総会、取締役会非設置会社、取締役会設置会社、善管注意義務、監視義務、競業避止義務、代表取締役、監査役、会計監査、業務監査、監査役会、会計参与、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人、会計監査人

《ビジネスシーン》

「うちの会社は去年委員会等設置会社に移行したんだけど、会社法になってどうなるの」

「等がとれて、委員会設置会社という名前になるだけでそのままだよ。変わったっていえば前のように大企業だけでなく、中小企業でもこれにすることが可能は可能になったけどね」

① **委員会設置会社** 2003年の商法改正で、大会社のみの新しい株式会社のスタイルとして、「委員会等設置会社」というものを作りました。会社法ではさらにこの範囲を広げて、定款に定めればどんなタイプの株式会社でも委員会設置会社（名前から「等」がとれた）へ移行できるものとししました（ただ現実的には上場していない中小会社が移行するメリットは少ないといえます）。というよりもテーマ7で述べた株式会社の機関設計の一つとして、こういうタイプも選択できる形にしたものといえます。

委員会設置会社は他の株式会社と名前が一致する機関があっても、その役割は全くといってよいほど違います。テーマ6で述べた株式会社本来の姿（資本と経営の分離）とも考えられます。ここでの機関は次のようなものです。

(i) **取締役** 株主総会で任期1年として選任されますが、その仕事は業務執行およびその意思決定ではなく、その監督に特化します。この業務執行およびその意思決定を行なう人として執行役という機関を作ります。

(ii) **委員会** 次の3つの委員会を置かなくてはなりません。

- ・ **指名委員会** 株主総会に提出する取締役候補および解任候補の選定。
- ・ **監査委員会** 執行役、取締役の仕事をチェックし、株主総会に出す会計監査人(委員会設置会社では大会社でなくても必須)候補の選定。監査役の仕事と完全に重なるので監査役(もちろん監査役会も)を設置することはできません。
- ・ **報酬委員会** 取締役、執行役の個人別の報酬を決定。

各委員会のメンバーは取締役会で決めます。すべての委員会が「取締役が3人以上必要で、その過半数は社外取締役」でなければなりません(委員のメンバー重複は可)。

定義

社外取締役⇒過去その会社、子会社の取締役、執行役、従業員をやったことがない取締役。その会社の業務執行を行わない。

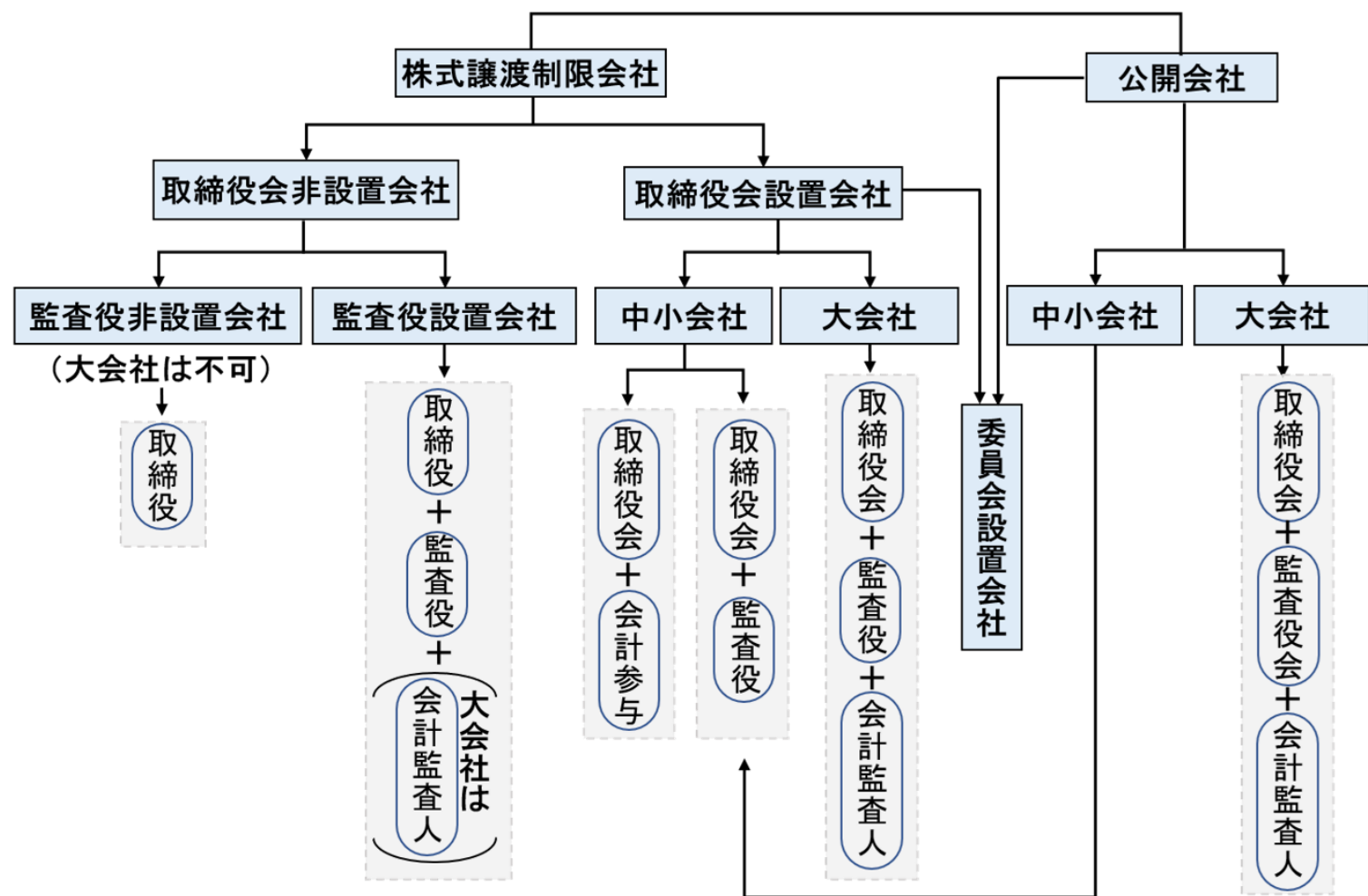
ただし監査委員会のメンバーはこの会社および子会社の執行役・業務執行取締役(取締役兼執行役)、子会社の会計参与および従業員はなれません。

(iii)**執行役** 取締役会で選ばれ、業務執行を行います。1人以上で任期は1年、取締役の兼任も可能（監査委員会のメンバーは不可）です。執行役会のようなものを作することもできます。執行役はアメリカの**executive officer**の訳ですが、委員会設置会社以外の会社にいる「執行役員」（法的には定義されていない）とは異なります（詳細は会社のナレッジ参照）。

(iv)**代表執行役** 取締役会で、執行役の中から代表執行役を1人以上選びます。他の会社の代表取締役と同じ機能です。

(v)**取締役会** 取締役が監査機能中心なので、取締役会も一部の基本的事項の決定以外は委員会メンバー、執行役、代表執行役の選任・監督が主な仕事といえます。

② 機関設計のパターン



- ・ **会計参与**、**会計監査人** は書いていないケースでも置くことは可能
- ・ **監査役** と書いてあるのは **監査役会** にすることも可 (逆は不可)

委員会設置会社を含め、さまざま機関設計が可能です。典型的なパターンは上図のようなものです。

このようにいろいろな機関設計が可能は可能なのですが、現実的には会社のタイプ別に考えると下のような形に向かっていくことが予想されます。

- ・株主が1人(オーナー)または同族で、経営もワンマンの中小会社(元の有限会社も含めて)。

⇒ (取締役) (1人)

- ・株主が1人(オーナー)または同族で、経営もワンマンの中小会社で、今まで顧問税理士がいた。

⇒ (取締役) + (会計参与)

- ・株主は1人(オーナー)で、雇われ経営者。

⇒ (取締役) + (監査役) (オーナー指名のお目付け役)

- ・皆でカネを出し合って会社を作ろう。

⇒ (取締役会) (兼株主総会) + (監査役) (カネは出すが経営しない出資者の代理人)

⇒ または「合同会社」

- ・ 一般上場会社(またはこれを目指す会社)。
⇒ (取締役会) + (監査役会) + (会計監査人)
- ・ 株主は不特定多数。つまり社会のための会社。
⇒ 「委員会設置会社」

ビジネスキーワード

委員会設置会社、執行役、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、社外取締役、執行役会、代表執行役

《ビジネスシーン》

「今度会社作るのが随分楽になったんだってね」

「資本金1円で作れるし、めんどくさい商号調査、目的調査、払込金証明がなくなったんだ」

本テーマでは株式会社設立のルールに関して述べます。

① **最低資本金の撤廃** 従来商法では最低資本金として株式会社に1000万円、有限会社に300万円が必要という規定がありました。2003年にはこれに特例を設け、新規に創業する人については資本金が1円でも会社を設立することができるようにしました。但し5年以内に最低資本金まで増やす（資本金を増やすことを増資という）必要がありました（このタイプを確認会社という）。会社法ではこれらの最低資本金の規制をすべて取り払い、どんな会社でも資本金は1円以上でOKということにしました。

② **株式会社の設立** 株式会社の設立には発起設立と募集設立があり、手続きが簡単な発起設立の方が圧倒的に多くなっています。

(i) **発起人の選定** 株式会社設立には最低1人の発起人が必要となります。発起人は最低1株の株式を引受け(出資して株式を得ることをこう表現する)なくてはならないので、必ず株主となります。この後の定款作成までの手続きは煩わしかったのですが、以下の点が会社法によって規制緩和されました。

- ・ **類似商号調査** 従来は同一市区町村内で「同一事業目的」（事業目的とは要するにその会社が「何を業務とするか」ということ）の会社と同一の商号（社名のこと）をつけることができなかった。そのため類似の商号がないかを調べる必要があったが、会社法ではこれが撤廃された（商号の保護は[テーマ29](#)で述べる不正競争防止法に一本化）。
- ・ **目的調査** 同一事業目的の類似商号をチェックするため、定款に書く事業目的がファジーな場合（「××に関する一切のこと」など）は、後で述べる登記を認めてもらえないことが多くあった。そのためこの「書き方」(!)をプロに指示してもらうことが多かった。この目的を会社の意思で決められることになった（当然といえば当然です）。

(ii) **定款の作成** もう何度も出てきた定款を定義します。

定義

定款⇒会社を含めた法人における憲法のようなもの。法人の設立目的、組織、その他のルールが書かれている。株式会社ではこれを変更するには株主総会の特別決議が必要。書く内容は次の3種類に分けられる。

絶対的記載事項⇒書かなければならない項目。

相対的記載事項⇒書かなくても定款は成立するが、書いておかないと法的効力が認められない項目。

任意的記載事項⇒書くことができる項目。

絶対的記載事項には商号、事業目的、本店所在地（本社ではなくこう表現しています）、設立時に出資される財産の価額またはその最低額（最低の出資金）、会社が発行できる株式の総数（授權資本または授權株式という）、発起人の住所、名前があります。細かい話ですが、設立時の出資について、従来は発行株式総数を記載する必要があり、授權資本の1/4以上となっていました。今回の改正で現物出資（カネ以外を出資すること）も可能となり、株数ではなく金額を書くことになりました。[テーマ10](#)で述べますが授權資本の規制も公開会社だけとなり、「公開会社は設立時の発行株式総数を発行可能株式総数の1/4以上とする」となりました。

相対的記載事項には、株式譲渡制限など本書でこれまで何回も出てきた「定款に定めれば」と書いたものがこれにあたります。これから作られる定款においてはテーマ7～8で述べた「会社の機関設計」の記述がポイントとなります。また公告（会社の決算結果などを世に知らせる）の方法が従来の絶対的記載事項から相対的記載事項になりました。

任意的記載事項には事業年度（決算日）、株主総会の議長などさまざまなものがあります。

(iii) **定款の認証** 定款はテーマ3で述べた公証人に認証を受ける必要があります。これで正式な定款となります。

(iv) **株主の確定** 発起設立と募集設立の違いはここです。

- ・発起設立では設立時の発行株式は発起人がすべて引受ける。
- ・募集設立では発起人が株式を一部だけ引受け、この他に株主を募集する。そのうえで発起人は応募してきた人に対して、株式を誰にどのように引受けさせるかを決める（これを「株式の割当て」という）。

(v) **出資金の払込み** 従来は銀行から払込金の保管証明（確かに出資金を払った）をもらい、登記が終わるまでそのカネを引き出せませんでした。会社法では振込み時点の銀行口座の残高証明でOKとなりました。

- (vi) **機関の選出** 取締役、監査役などの機関を選出します。発起設立では発起人が多数決で、募集設立では株主による創立総会で選出します。
- (vii) **設立登記** 本店を所轄する法務局の登記所へ登記申請をします。これが受け入れられると（登記されると）、法人（法律によって認められた組織）になります。

定義

登記⇒個人や法人の持っている権利について、広く社会に公示するために、一定の帳簿（登記簿など）へ記載すること。

株式会社以外の会社も設立手続きは基本的には同じで、出資者⇒定款⇒登記というステップを踏みます。

 ビジネスキーワード

最低資本金、発起設立、募集設立、発起人、引受け、類似商号調査、目的調査、定款、絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項、現物出資、授權資本、授權株式、公証人、割当て、認証、設立登記、登記

《ビジネスシーン》

「種類株式って何なの？」

「株を買うのも『経営者になりたい』『配当が欲しい』『市場で売ってもうけたい』など色々な目的があるだろう。会社側でその目的に合った株主と株のマッチングをできるようにしたものなんだ」

本テーマは株式の発行（増資のこと）について整理します。

① **授權資本** [テーマ9](#)で述べたように、株式会社は発行可能株式総数を定款で決めておき、その範囲内であれば（これが授權資本の授權という意味）、取締役会の決議だけで必要に応じて株式を発行できます。ただし公開会社では発行に規制があり、授權資本は設立時の発行株式総数の4倍まで、また定款変更でも発行済株式総数の4倍までしか授權資本を増やすことはできません（株式譲渡制限会社にその規制はない）。

また新株式の発行で、既存の株主が不利益になる場合は、授權資本内であっても取締役会だけでは発行できないという規定があります。しかしこの表現がファジーなので買収の際などに、その株式発行が「不利益かどうか」でもめ、裁判所に判断を求めることも多くなっています。

② **株式の種類** 会社法では多様な株式の発行を認めています。その多様性は2つです。

(i) **特別な条件をつける株式** 会社の定款で自社が発行する株式について「すべての株式が特別である」と決めるものです。この代表が譲渡制限株式です。この他、取得請求権付株式(株主が会社に株式を買い取ってもらうことを請求できる)、取得条項付株式(一定の事由が発生した時、会社側が強制的に株式を買い取ることができる)の2つを認めています。会社が株式を買い取った後、売るまでは金庫株となります。

定義

金庫株⇒自社の株式を保有することは原則として禁止されていたが、2002年から自由になった。この自社の株式は金庫にしまっているというイメージで、金庫株といわれる。

(ii) **種類株式** テーマ7で述べたように株主としての権利内容が異なる株式を複数種類出すことが可能で、これを種類株式といいます。この種類株式のうちベースとなる株式を普通株式といいます。種類株式の「種類」は(i)の3つの条件(譲渡制限、取得請求、取得条項)の付いているものと付いてないものを出すことその他、次のようなものがあります。

- ・ 配当や残余財産分配が違うもの このうち、普通株式よりも有利なものを優先株式(配当が有利になるものは配当優先株式)、不利なものを劣後株式という。また配当金額が子会社などの業績に連動するものを日本版トラッキングストック（アメリカで生まれたので）という。
- ・ 議決制限株式 株主総会の議決について制限のある(全部または一部について議決権を行使できない)株式。

③ **新株の発行手続き** 会社法では新株発行を「募集株式の発行」という形で整理しました。ここでのポイントを整理すると次のようになります。

- ・ 募集事項(株式数、株価など)は株式譲渡制限会社では株主総会、公開会社では取締役会で決議。
- ・ 既存の株主だけを対象として、株式の割当てをし、権利を与えることができる(株主割当てという)
- ・ 有利発行(株主以外の第三者に有利な金額で発行)の時は、株主総会の特別決議が必要。
- ・ 現物出資も取締役会の決議でOK。これによってデット・エクイティ・スワップの手続きも簡素化された。これは債権という現物を出資して株式を得るもの。会社から見ると債務(デット、借金)が資本金(エクイティ)に変換される。

定義

新株予約権⇒株式のコールオプションのこと。オプションとは一定期間に一定の価格で何かを売買できる権利。このうちコールオプションとは買うことができる権利。プットオプションとは売ることができる権利。

新株予約権も募集株式の一種と考えられ、募集事項の決定、株主当て、有利発行、現場出資なども③と同様のルールです。そのうえで従来からある次のものも、新株予約権の範ちゅうと考えることにしました。

- ・ **ストックオプション** 自社の役員（役員はさまざまな意味で使われるが、法人などにおいて業務の意思決定、執行、監督をする人をいうことが多い。株式会社では「機関」にあたる人）や従業員への成功報酬として新株予約権の無償発行（タダで発行するので有利発行となる）を行うものと定義された。
- ・ **転換社債** 請求すれば社債を一定の価格で株式に転換できるものをいう。これは社債に新株予約権がついていて、この株式の対価を社債で現場出資すると考える。現在は転換社債型新株予約権付社債といわれる。

- ・ **新株予約権付社債** 社債に新株予約権がついているもの。従来は新株引受権付社債(ワラント債)とよばれていた。新株引受権(ワラント、新株を引受けられる権利)という考え方は会社法ではなくなり、新株予約権で統一された。

ビジネスキーワード

授權資本、譲渡制限株式、取得請求権付株式、取得条項付株式、自己株式、金庫株、種類株式、優先株式、配当優先株式、劣後株式、トラッキングストック、議決制限株式、株主割当、有利発行、現場出資、デット・エクイティ・スワップ、新株予約権、ストックオプション、転換社債、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株引受権、ワラント

《ビジネスシーン》

「××社が〇〇社に共同持株会社を作ろうと提案しているらしいよ。乗っ取りとは違うの？」

「共通の親会社の支配下に入ろうってことだよ」

企業がスタイルを抜本的に変えることを組織再編といいます（このうち合資会社が株式会社に変わるといったものを特に組織変更といい、会社法ではすべてを認めることとしました）。組織再編そして事業再編は現代企業の大きなテーマであり、次のような法律のルールを使っています。

① **子会社** 困ったことに法律によって定義が違います。

定義

金融商品取引法でいう子会社⇒発行済株式の議決権の過半数（関係者の分も含めて）を持つか、実質的に支配している会社。支配している方は親会社。

金融商品取引法でいう関連会社⇒発行済株式の議決権の20～50%を持つか、経営に主要な影響を与えることのできる会社。影響を支える方は関連会社。

従来の商法では株式の持分割合だけで子会社を定義していましたが、会社法では金融商品取引法にある実質支配基準も取り入れています（詳細は法務省令で定められている）。

② **株式交換・株式移転** 株式交換とはB社がA社の完全子会社（A社がB社の100%の株式を持つ）となる時の手続きを容易に行うものです。具体的にはA社が新株式を発行して、これをB社の株主に割当て、その対価としてB社の株式を得て、B社を完全子会社とするものです。B社の株主から見ればB社の株式とA社の株式を交換するものです。ここでA社（親会社）を新たに作る時は株式移転といいます。

③ **事業譲渡** 従来は営業譲渡とよんでいましたが、会社法では事業譲渡とよべれます。要するに会社が持っている事業に関する財産を売買することです。売る方から見ると事業譲渡、買う方から見ると事業譲受けです。

- ・ 譲渡側の手続き 重要な財産の時は取締役会（ない時は株主総会）の決議が必要。但しその財産が事業の全部または重要な一部の場合は株主総会の特別決議が必要。

- ・ 譲受け側の手続き 上とほぼ同じ。重要な財産の時は取締役会（ない時は株主総会）の決議が必要。財産が相手の会社の事業の全部の場合は株主総会の特別決議が必要。

- ④ **合併** 合併（2つ以上の会社が契約で1つになる）には、従来から次の2つのパターンがありました。

定義

新設合併⇒A社とB社を解散し、C社に移る。

吸収合併⇒B社を解散しA社へ移す。新しい会社を作らなくてよいのでほとんどがこのパターン。

従来吸収合併する時は、解散会社（上のB社）の株主には、A社の株式を渡すのが当然でした。この比率（B社の1株についてA社の株を何株与えるか）を合併比率（1：1のときは対等合併）といいます。会社法はこれに柔軟性をもたせ、B者の株主に対して、金銭やA社の親会社の株式を渡す（三角合併という）ことなども可能としました。

合併の手続きは双方の会社の株主総会の特別決議です。ただ、合併比率など解散する会社への支払い対価が相方の会社の株主総会で問題となることが予想されるので、双方で合併契約書を作り、それを株主総会へ送ることを要求しています。

⑤ **会社分割** 従来から分社（会社の中の特定の事業部門を子会社に分ける）は認められていたのですが、2000年の商法改正で会社分割というものを認め、分社もそのパターンと考えることになりました。

定義

会社分割⇒合併の反対で、1つの会社を2つに分けること。その会社の株式を2つに分けることになる。

新設分割⇒分割のために新しい会社を作る。

吸収分割⇒分割した事業を既存の会社に吸収する。

新設分割において、分割した新会社の株を元の会社で持つと従来の分社といえます。吸収分割とは自らの事業を他社に渡して吸収合併してもらうことであり、事業譲渡の一種ともいえます。

分割の手続きは合併と同様で、「分割契約締結→株式総会での特別決議による承認」と進みます。また分割した会社の従業員は「会社分割に伴う労働契約承継法」（労働承継法と略される）で保護されます。ここでは「会社分割を理由に労働者を解雇できないこと」や、従業員に対して事前通知、本人同意の要・不要などを細かく決めています。

⑥ **経営統合** 合併とよく似たものに「経営統合」というものがあります。複数の企業がグループ化するものです。

定義

持株会社⇒株式を持つことで、子会社を支配することが事業目的の会社。

これを使って経営統合がなされます。A社とB社がある時、共同で持株会社AB社を作り、株式移転を行います。つまりA社とB社の株主に、AB社の株式を割り当て、かわりにAB社がA社、B社の株式を取得するものです。これでA社、B社はAB社の子会社となり、持株会社の支配下で事業を共同で行うことになります。

⑦ **買収** 買収については特に法的定義はなく、特定の会社の株式を買い、経営権を取得することをいいます。経営権の取得という意味で、合併とあわせてM&A (Merger & Acquisition) といわれます。M&Aではただ単に株を買うだけでなく、上記のさまざまな手法が使われます。

 ビジネスキーワード

組織再編、組織変更、株式交換、株式移転、完全子会社、親会社、関連会社、関係会社、実質支配基準、事業譲渡、事業譲受け、合併、新設合併、吸収合併、三角合併、会社分割、分社、新設分割、吸収分割、経営統合、持株会社、買収、M&A

買収ドラマ

ベンチャーIT企業NITが、老舗テレビ局ヤマトテレビを買収しようとしています。さあ、新聞記事を読んでみましょう。

「×月×日 NITはヤマトテレビ株の20%超を取得したと発表」

⇒ヤマトテレビはNITの関連会社となり、連結決算される。

「×月×日 NITのヤマトテレビ株買い付けは進み、議決権ベースで40%を超え、目標の50%超に向け、マーケットで買い増しを進めている」

⇒議決権ベースというのは、議決権のない種類株式を除き、「一票を持った株」のベースで過半数を狙っているということ。

「×月×日 NIT山口社長のインタビュー『ヤマトテレビの株は3分の2を超えるまでやる。超えたら当社と合併する』と宣言」

⇒合併は株主総会の特別決議（3分の2以上）。

「×月×日 ヤマトテレビは大和新聞に対して大量の新株予約権を発行することを取締役会で決議する模様。NITは有利発行だとして、やるなら裁判所へ差止めの仮処分を申請すると発表」

⇒援権資本までは取締役会の決議で、新株および新株予約権を発行できる。ただし株主以外の第3者に有利な金額で発行する時は、株主総会の特別決議が必要。

そこでNITはやるなら民事裁判に訴えるといっている。ただ新株予約権を出されてしまってから裁判をやっても遅いので、それをやめさせるという仮の決定を出してくれということ。

「×月×日 NITとヤマトテレビは遂に和解し、共同持株会社を設立し、経営統合へ。統合比率、取締役構成でもめることも...」

⇒NITとヤマトテレビはそれぞれの株主に対し、新たに作る共同持株会社の株式移転を求めることで、経営統合するということ。こうなると共同持株会社の株主が誰になるかが問題なので、その交換比率が大きな問題。これによって誰が持ち株会社のトップになるかが決まる。

さあ、これであなたもM&Aドラマが鑑賞できます。

第 3 章

社会に関する法律



Q1. 正しいのは？

- ア. インサイダー取引は役員、管理職など労働組合員以外の人が対
- イ. 上場会社の役員は自社の株式を売買してはならない
- ウ. 株主が帳簿閲覧権によって正式に得た情報はインサイダー取引の対象とはならない
- エ. 会社を退職しても1年間はインサイダー取引の対象となる

Q2. 経営者が経営権を維持できるのは？

- ア. 破産
- イ. 清算
- ウ. 会社更生
- エ. 民事再生

Q3. 正しいのは？

- ア. 年末調整はすべての所得者が行う
- イ. 源泉徴収はすべての所得が対象となる
- ウ. 青色申告は事業所得が対象となる
- エ. 給与控除は給与所得の必要経費にあたる



Q4. 正しいのは？

- ア. 費用＝損金 イ. 利益＝所得
ウ. 益金＝収益 エ. 所得＝益金－損金

Q5. 京都議定書のテーマは？

- ア. 地球温暖化 イ. 野生動物保護 ウ. 水質汚濁 エ. 地盤沈下

Q6. 個人情報保護法の対象外は？

- ア. 社員データ イ. 契約データ ウ. 法人データ エ. 顧客データ

Q7. 不正アクセス禁止法の対象は？

- ア. 利用制限のあるネットワーク
イ. 消費者向けネットワーク
ウ. インターネット
エ. コンピュータネットワーク

《ビジネスシーン》

「株をそっと買い占めるってことはできるの？」

「5%以上持ったらわかるし、経営権欲しくて市場外で買おうと思ってもTOBが要求されるんだ」

本章では「会社と外部社会の関係」を定める法律について述べます。これを金融商品取引法（本テーマ）、倒産法（[テーマ13](#)）、税法（[テーマ14](#)～[テーマ17](#)）、環境法（[テーマ18](#)）、インターネット法（[テーマ19](#)）の5つに分けて考えます。

① **金融商品取引法**（略して金商法という。2007年までは証券取引法という名前だった）

定義

有価証券⇒証券とは財産の権利・義務に関する紙片。その中でその紙によって財産の権利が移転するものを有価証券という。これに対して証拠証券とは単なる証明書（預金通帳など）のこと。金商法ではこの有価証券のうち投資対象（買って値が上がったら売るなどして、もうけを期待すること）となるものに限って「有価証券」という。有価証券の代表が株券、債券。

株券⇒株式を表示する有価証券。

債券⇒法人、国、地方公共団体に対する債権（[テーマ20](#)）を表示する有価証券。会社が発行するものは社債。

株券、債券という有価証券は、社会において不特定多数の人に売買されるものもあります。この社会での売買についてのルールが金商法です。

まず金商法の用語を整理してみます。

- ・ **有価証券の募集** 新たに発行される有価証券取得の勧誘を多数のものに行うこと。
- ・ **有価証券の売出し** すでに発行されている有価証券取得の勧誘を多数のものに行うこと。
- ・ **証券市場** 有価証券を売買する市場。
- ・ **証券会社** 有価証券の売買や取次を行う会社。登録制。
- ・ **証券取引所** 有価証券の売買を証券市場で行うことを目的として作られる会員組織の法人。会員に限りその市場で取引できる。会員は証券会社。一般投資家は証券会社に売買を委託する。免許制。
- ・ **株式上場** 特定の会社の株式を証券市場などで取引できるようにすること。上場のための審査があり、合格となったものが取引される。

② **証券市場** 証券市場には東京、大阪、名古屋、札幌、福岡にある証券取引所の他、日本証券業協会が開設した店頭市場というものがありました。店頭市場とは証券取引所のように証券会社同士が売買するのではなく、あらかじめ登録された株式を一般の「売り手」と「買い手」が証券会社の仲介のもとで取引するものです。ここには証券取引所に上場できない（上場の審査基準を満たさない）ベンチャー企業などが登録していました。一方アメリカ版の店頭市場はNASDAQとよばれ、多くのベンチャー企業がここに登録していました。これが日本に上陸し、ナスダックジャパンという市場を開設し、注目を集めました（現在では大阪証券取引所が吸収）。

証券取引所のうち東京、大阪、名古屋には一部、二部という区分けがあり、二部市場が中小企業などの株式上場ニーズをとらえていました。しかしナスダックジャパンの進出を受け、各取引所はマザーズ（東京）、ヘラクレス（大阪）、セントレックス（名古屋）、アンビシャス（札幌）、Qボード（福岡）というベンチャー向けの新たな市場を開設しました。

一方、先ほどの日本証券業協会の店頭市場もジャスダックと名を変え、2004年からは免許を取って証券取引所へと変身しました。

今ではこれら証券取引所のベンチャー向け市場が、競い合ってベンチャー企業の上場ニーズに応えようとしています。

また1997年には未公開会社（これから述べる開示制度の制約を受けない会社）の株式を売買するグリーンシート市場が、日本証券業協会によって開設されました。

③ **開示制度** 金商法は「国民経済の適正な運営」と「投資家の保護」（株式発行会社の保護ではありません）を目的としており、これによって「有価証券の発行・取引の公正、流通の円滑を図る」（要するにフェアな売買が活発化すること）としています。この「投資家の保護」の核が次のような開示制度です。これにもとづいてさまざまな情報を公開していくことをディスクロージャー（ディスクローズ）といいます。

- ・ **発行開示** 証券市場で取引される有価証券の発行会社は財務局（財務省の出先）へ有価証券届出書（何を売なのか、発行会社の経理状況など）を出し、目録見書（届出書と内容はほぼ同じ）を販売相手に渡さなくてはならない。
- ・ **流通開示** 証券取引所に株式を上場している会社は、有価証券報告書（その会社の営業状況、経理状況などが書かれたもの。有報と略す）を決算後3ヶ月以内に財務局および証券取引所に提出し、株主総会終了後にはテーマ9で述べた公告をしなくてはならない（非上場会社でも一定規模以上の有価証券を発行している会社は届出義務がある）。また四半期（3ヶ月）に1回、四半期報告書も提出する義務がある。有報は閲覧される他、書籍としても売っており、インターネットでも開示している。また有報としてまとまる前に、半期ごとの業績が固まった段階で速やかに決算短信として発表しなくてはならない。

・TOB

定義

TOB⇒Take Over Bid。公開買付。会社の経営権を取りたい時、証券市場を通さず、不特定多数の人からそれを公にして買うこと。

テーマ11で述べたM&Aなど経営権取得のために、証券市場外で株を売買する時（正確にいうと議決権の1/3以上を取得しようとする時）は、原則として**TOB**を強制している。証券市場外での株式の取引をディスクローズすることが目的。特に買い手に対して厳しい規制をしている。（期間は20日以上60日以内。買付価格は均一。**TOB**の情報は日刊新聞紙に公告。期間中は**TOB**以外の別途買付禁止。買付は撤回、契約解除ができず、売り手はいつでも解除OK）

・ **株式大量保有** 発行株式の5%を越える大株主（大量保有という）は、大量保有してから5日以内に財務局へ大量保有報告書を提出しなくてはならない（閲覧される）。

④ **取引規制** 以下のような規制をしています。

（i）**詐欺的行為の禁止** これには不正取引行為（人に勘違いさせるようなことをする）、風説の流布（いいかげんな噂を流す）、虚偽公示・・・がある。

(ii) **相場操縦の禁止** 仮装や、なれ合い売買などによって有価証券の値（相場という）を操作すること。

(iii) **安定操作の規制** 安定操作（相場の固定、安定を目的として有価証券発行の委託、受託をすること）は有価証券の募集、売り出しを容易にする時以外は不可。

(iv) **インサイダー取引**（内部取引者の規制） 次のような行為をインサイダー取引とし、これを規制している。

(a) 上場会社の役員、主要株主（10%以上）が当該会社の有価証券を売買した時は報告書を提出する。

(b) 上記の人が短期売買（売ってから6ヶ月以内に買う、買ってから6ヶ月以内に売る）で利益をあげた時は、会社はその利益を会社に提供すべきであることを、その人に請求できる。

(c) 次のような人が会社の重要事実を知った時は、その上場会社などの有価証券の売買を禁止。

- ・ 上場会社（その親会社、子会社を含む）の役員、従業員がその職務を通して。
- ・ 上場会社の株主が帳簿閲覧権によって。
- ・ 上場会社に対し法令にもとづく権限を有する人（公務員など）がその行為によって。

- ・ 上場会社の契約締結者がその交渉、履行を通して。
ここまでの人は会社関係者ではなくなってから1年以内も同様に禁止。
- ・ 会社関係者から業務に関する重要事実を受けた人。

ビジネスキーワード

金融商品取引法、有価証券、証拠証券、債券、社債、募集、売出し、証券会社、株式上場、証券取引所、証券市場、店頭市場、NASDAQ、マザーズ、ヘラクレス、セントレックス、アンビシャス、Qボード、ジャスダック、グリーンシート市場、ディスクロージャー、ディスクローズ、有価証券届出書、有価証券報告書、有報、半期報告書、決算短信、TOB、公開買付、株式大量保有、大量保有報告書、詐欺的行為の禁止、相場操縦の禁止、安定操作の規制、インサイダー取引

《ビジネスシーン》

「××社が民事再生法の申立てに入ったってニュースでやってたよ。××社はなくなっちゃうの？」

「経営者も変わらず、会社も残るはずだよ」

① 解散

定義

解散⇒会社が事業活動をやめ、法人でなくなること。

清算⇒解散した会社を整理して、残った財産を株主に分配すること。

会社は定款への記載（解散日時、解散するケースなど）、株主総会の特別決議、合併、裁判所の解散命令、後で述べる破産手続などによって「解散」という「状態」になります。この状態になると破産や合併などの場合を除き、「清算」という「手続き」に入ります。この時に取締役は地位を失い、清算人が選任されます（清算人にはその会社の取締役になることが圧倒的に多い）。そして清算人が清算を行います（財産をカネにして、借金を返し、残りを株主へ分配する）。

② **倒産** 倒産には法的な定義はありませんが、一般に債務（テーマ20参照。ここでは借金のこと）の支払ができなくなった状態をいいます。この時本来は債権者（カネを貸している人）との話し合いで結着をつけるのが筋なのですが（これを私的整理という）、債権者が殺到して収拾がつかなくなることがほとんどです。そのため倒産状態での法的手続きをいくつか決めています（これを法的整理という）。法的整理には次のようなものがあり、清算型（解散して清算する）と再建型（解散せず、事業を続行して少しずつ借金を返す）に分かれます。いずれの場合も裁判所が手続きの中心となり、多くの場合一旦保全処分をとります。

定義

保全処分⇒ある手続きが終わるまで財産や業務に対して裁判所が命じる暫定的処分。財産の処分を一旦禁止する「仮差押え」や、現状変更を禁止するなどの処理をとりあえず決めておく「仮処分」などを行うこと。

③ **破産**（破産法に基づく清算型処理） 会社だけでなく個人、法人のすべてを対象としており、もっともポピュラーな倒産手続きです。裁判所に破産を申立て、裁判所が支払不能、債務超過（財産をカネに換えても借金を払えない）などの「破産状態」とであると判断すると、破産宣告を行い、公告、関係者へ通知させます。申立ては債権者、債務者（会社なら会社自身）、無限責任社員、取締役などができます。このうち債務者が申立てることを自己破産といいます。裁判所は破産管財人を選定し、財産の処分はすべて破産管財人が行い、裁判所管轄下で債権者にそれが分配されます。

④ **特別清算**（会社法に基づく清算型処理） 清算中にある株式会社が債務超過となっている時が対象です。裁判所に特別清算の申立てをすれば裁判所の管轄下に入って、特別清算人が選任され、一般債権者はすべてこの手続きへの参加を強制されます。破産と比べ比較的簡素な手続きで、短期間に処理されます。

⑤ **会社更生**（会社更生法による再建型手続き） 倒産の社会的影響が大きい大規模な株式会社を対象とするものです。株式会社、その株主（10%以上保有）、その債権者（10%以上保有）が裁判所に申立てを行って、裁判所が手続き開始を決定します。裁判所の管轄下で、管財人が「経営者に代わって」事業を経営しつつ、調査、裁判所への報告、更生計画案作り、裁判所の了承へ・・・と実行していきます。債権者の保護よりも、会社再建に主眼が置かれています。

⑥ **民事再生**（民事再生法にもとづく再建型手続き） 個人、法人すべてが対象です。債務者、債権者の申立てで裁判所が決定すると、民事再生手続きに入ります。裁判所は監査委員を選任し、監査、調査を命じますが、会社の経営権は財産処分を除いて経営者に残ります（ここが会社更生法と大きく異なる点です）。再建計画は債権者の過半数かつ総債権の1/2以上の賛成で可決され、裁判所が認めて実行されます。会社更生法に比べると手続きが簡素で早期に完了します。

ビジネスキーワード

解散、清算、倒産、私的整理、法的整理、清算型、再建型、保全処分、仮差押え、仮処分、破産、債務超過、破産管財人、特別清算、特別清算人、会社更生、管財人、民事再生、監査委員

《ビジネスシーン》

「会社の利益には法人税がかかるんですね」

「それは国税だろう。地方税として住民税、事業税も増えるよ。大体もうけの40%くらいが税金かな」

本テーマからテーマ17までは税法を対象とします。

税（租税ともいう）とは国や地方公共団体が、その仕事に必要な経費を徴収するものです。集めることを「徴収」、払うことを「納付、納める」といいます。また税は昔の年貢などモノで納める（今でもカネがなければモノ）のがその出発点であり、カネで納めると税金といいます

① **税の分類** 税は次の視点から分類されます。

(i) **徴収者** 国税と地方税（地方公共団体）に分かれます。地方税は道府県税と市町村税（東京都だけはこの分類が少し違う）に分かれます。国税の担当は国税庁であり、下部組織として国税局、税務署（実際の窓口）があります。地方税は総務省がとりまとめ、実際の窓口として、都道府県は出先機関としての税務事務所など、市町村はその役所内に税の窓口があります。

(ii) **対象** 税の対象は大きく3つに分かれます。

- ・ **所得にかかる税** 「もうけ」にかかるもので、個人と法人で異なる。個人は所得税（国税）、個人住民税（道府県民税と市町村民税）、事業税（事業を行っている個人、法人にかかる道府県税）。法人は法人税（国税。個人の所得税にあたる）、法人住民税（道府県民税と市町村民税）、事業税。
- ・ **財産にかかる税** 財産を所有していたり、それを移転した時にかかる税。国税としての相続税、贈与税、地方税としての固定資産税など。
- ・ **消費にかかる税** 消費する人にかかる税。この中心が消費税（正確に言うと4%の国税の消費税と、1%の地方税の地方消費税）。その他特別の消費にかかる酒税、たばこ税、石油ガス税（ガソリン税）、関税（輸入品が対象）など。

(iii) **その他** 目的税（特定の支出目的にだけ使われる税）と普通税、直接税（税を払う人が納める）と間接税（税を払う人と納める人が違う）に分けることもできます。

② 税法

(i) **税と法律** 憲法には納税義務（第30条）、法律による

課税（第84条）が定められています。つまりすべての税は法律で決められます。この法律を総称して税法といいます。

(ii) **国税** 国税に関する税法は大きく2つに分けられます。1つはすべての国税に共通するものであり、もう1つは所得税法、法人税法といった個別の国税について定めたものです。共通法には次の3つがあります。

- ・ **国税通則法** 国税の基本法。納税者、納税手続、還付（返してもらうこと）手続、行政制裁（ペナルティ、延滞税、利子税、各種加算税など）の考え方が決められている。
- ・ **国税徴収法** 国税を確保するための法律。他の債権に優先すること、第2次納税義務（払わない時、代わりに払うのは誰か）、差押え（払わない時はモノを抑える）の手続きを決めている。
- ・ **国税犯則取締法** 税法を守らない時の最後の結着は当然裁判だが、その前にやることなどが書いてある。調査機関としての国税局の国税査察官（いわゆるマルサ(!)）、任意調査（相手の同意を得て調査。いわゆる税務調査）、強制調査（裁判官の発行する許可状によって調査。相手の同意を得なくてもOK）、犯則事の処理（税法を守らなかった時とりあえずどうするか）を決めている。

(iii) **地方税** 地方税法に定められています。さらにこのルールを守れば、各地方公共団体の条例によっても課税することができます。

(iv) **租税特別措置法** 特定の政策のために、一時的な税の軽減などの特例について規定する特別法です。

ビジネスキーワード

国税、地方税、国税庁、国税局、税務署、税務事務所、所得税、個人住民税、事業税、法人税、法人住民税、相続税、固定資産税、消費税、地方消費税、目的税、直接税、間接税、憲法、国税通則法、国税徴収法、国税犯則取締法、地方税法、租税特別措置法

《ビジネスシーン》

「年末調整でカネが返ってきたよ。国もイキなことをやるね」

「前に源泉徴収で税金払い過ぎたんで戻ってきただけだろう」

会社にとって一番大きな税は法人税であり、これは所得税の法人特例です。所得税は個人の所得にかかるものであり、ポイントを整理すると次のようになります。

① **所得の種類** 所得を利子所得（預金の利子など）、配当所得、不動産所得（家賃収入など）、事業所得、給与所得、退職所得（退職金など）、山林所得、譲渡所得（財産を売る）、一時所得（臨時収入）、雑所得（その他）の10種類に分けています。所得の計算期間は1月1日～12月31日で、その1年間のすべての所得を合算して、下で述べる税額の計算を行います（これを総合課税という）。

② **税額の計算** 「収入－必要経費－所得控除＝所得」として計算します。必要経費とはその収入を得るためにかかったカネのことです。「収入－必要経費」で本来なら「所得」となるのですが、さらにここから政策的に所得を減らします。これが所得控除であり、政策的なのでよく変更になります。所得控除は基礎控除（現在38万円。つまりすべての納税者が所得を38万円下げて計算）、医療費控除（医者にかかった費用。全額ではなく一定金額を超えた分）、社会保険料控除（全額）、生命保険料控除、損害保険料控除（ともに一部だけ）、配偶者控除、配偶者特別控除（所得の低い配偶者がいる時）、扶養控除（扶養親族がいる時）...などがあります。

こうして計算された所得に、税率をかけると所得税が計算されます。所得税率は累進税率（所得が大きい部分ほど税率が高い。現在は10%、20%、23%、33%、40%）です。

さらに政策的に税額自体を小さくすることもよく行われ、税額控除といいます。例えば住宅ローン控除は住宅ローンを組んでいる人の所得税をローン額に応じ、税額を小さくするというものです。

所得税は生活に直結し、景気にも大きな影響を与えるので、政策によってもっとも操作される税といえます。そしてその方法は所得控除、税率、税額控除を操作するものです。

さらに所得ごとに、次のようにさまざまなルールが決まっています。

③ **給与所得** サラリーマンが得る給与所得については特別なルールが決められています。収入はもちろん給与ですが、必要経費は原則として「いちいちかかったカネを計算する」のではなく、給与額によって一律に決められている給与所得控除（給与を得るために「個人的にかかったであろう費用」）を必要経費と考えます。

所得税は自分で計算して税務署へ報告（これを申告という）するのが基本です。しかし、給与所得、退職所得など一部の所得は源泉徴収という方法をとります。

定義

源泉徴収⇒給与などを支払う時に、支払者が一定のルールに基づいて支払額から所得税額を引いて支払い、所得者の代わりに税を納めること。
この支払者のことを源泉徴収義務者という。

給与所得は企業などが支払時(月給、賞与など)に所得税を源泉徴収し、最後に企業が年末調整を行うものとしています。

定義

年末調整⇒給与支払者が給与取得者1人ひとりについて年末に所得税額を計算し、源泉徴収額を差し引きして、不足分を徴収したり、過払い分は還付したりして調整すること。

原則として給与所得のみの人は、勤務先などで年末調整をしてもらえば個人ごとに申告する必要がありません(給与が2000万以上の人など特別の人は自分で申告する)。それ以外の所得のある人は、年に1度所得税を自ら計算し、源泉徴収された分などを引いて、自ら申告しなくてはなりません(これを税額が決まるので確定申告という)。

④ **青色申告** 所得税の確定申告を行う人の多くは事業所得を得ている人であり、個人事業主(法人でなく、個人として事業を営んでいる人)とよばれます。事業所得には青色申告という制度があります(事業所得だけでなく不動産所得、山林所得、法人税にも適用される)。

定義

青色申告⇒事業を営む納税者が、あらかじめ税務署長の承認を得て、一定の帳簿書類を備え付ければ、税法上の特典が受けられるもの。申告用紙が青いのでこうよばれる。これ以外の一般の申告を白色申告という。

一定の帳簿とは複式簿記(「経理のナレッジ」参照)によるものをさします。所得税では青色申告特別控除(青色申告していると所得控除が受けられる)の他、さまざまな税の特典(税金が安くなる!)が受けられます。

⑤ **分離課税** 所得の中の一部は、年末に所得を合算して計算（総合課税）せず、別途個別に税を計算するものもあります。これを分離課税といいます。これには次の2つのものがあります。

- ・ **申告分離課税** その所得だけを計算し、別の税率を適用して、申告するもの。退職所得、土地・建物などの譲渡所得、株式・商品先物による所得、山林所得などがある。
- ・ **源泉分離課税** 支払者が源泉徴収を行って、所得者は年末調整、確定申告をしなくてよいもの。利子所得がこの代表。ただし配当所得はやや複雑（一部申告不要のものもあるが、原則は源泉徴収、総合課税で申告）。

ビジネスキーワード

総合課税、収入、必要経費、所得控除、所得、基礎控除、累進税率、税額控除、給与控除、源泉徴収、源泉徴収義務者、確定申告、青色申告、白色申告、申告分離課税、源泉分離課税

《ビジネスシーン》

「うちの会社、どうして税引前利益が100億円で、法人税が60億円なの？随分税率高くない？」

「法人税は利益でなく、所得に課税されるんだ」

いよいよ法人税です。法人税は法人の所得にかかる税です。

① 対象・期間

- ・ **法人税の対象** 国内法人の他、国内で所得がある外国法人、収益事業（所得を目的）を行う法人ではない社団（法律で決まっていないグループ）が対象。公益法人（所得が目的でない）は収益事業のみに課税されるが、公共法人（地方公共団体、NHKなど）はすべて非課税。
- ・ **税額計算期間** 法人の事業年度（決算期間）が適用。

② **税額計算方法** すべての法人はその設定の根拠となる法律（会社なら会社法）に則り、一定のルールで利益を計算することが義務づけられています。この利益を使って計算します。ここでは会社の例で考えてみます。

会社は株主への配当をいくらにするか決めたり、取締役などの経営者の成績を見るために「収益－費用＝利益」という形で会社法で「もうけ」を計算しています。

会社法においては公平を期すために利益が「過大」にならないようにルールが定められています（利益を出したいという気持が働くので）。

法人税法も同じく「公平」を期すルールなのですが、「税金を払う」と考えると、所得が「過少」とならないようにルールが定められています（所得を小さくしたいという気持ちが働くので）。ルールの目指す方向が違うので、会社法、所得税法のもうけを計算するルールは異なります。ルールが異なるので、当然のことながら利益≠所得です。そのため法人税では「収益－費用＝利益」に対して、「益金－損金＝所得」という「名前」で計算します。特に損金については費用のうち「厳密に」所得を得ることにかかったもの「だけしか認めないルール」となっています。そのため多くの場合費用＞損金となり、利益＜所得となります。

手続きとしてはまず会社法にもとづいて利益を計算します。次に費用の中から損金として認められないものを取り去ります（これを損金参入、損金繰入という）。収益、益金についても違いがあれば調整し、所得を計算します（ここまでの作業を申告調整という）。この所得に原則として一定の税率（現在30%。中小企業などの一部に特別税率がある）をかけて法人税が計算されます。そのうえで決算後2ヶ月以内に税務署へ申告し、納付します。また年度の間（6ヶ月）で中間申告・納付を行わなくてはなりません。これは前年度所得による（予定申告という）か、中間決算によるかのどちらかです。

③ 特別な税制

- ・ **連結納税** 金商法では連結決算（親会社と子会社を1つの会社と見て決算すること）が重視されます。法人税法もこの流れを受け、国税庁長官の承認を受ければ、親会社と子会社（金商法、会社法の定義とは異なる）を1つの法人として納税することが可能となりました。
- ・ **同族会社** 同族会社とは一般的には取締役など経営者が同族（親類など）で占めているものをいいます。これを法人税法では「同族関係者で50%超の株式を持っている会社」と定義しています（正確に言うと特定同族会社と定義している）。同族会社は他の会社に比べ、税金計算上は有利な点もあると考えられるので（微妙な表現ですが）、留保金への課税（税金を払って会社に残った利益に再度課税する）など特別な税制をとっています。
- ・ **タックス・ヘイブン税制** 「自国の法人」の所得は外国で発生したものにも課税し、外国法人でもその国での所得について課税すると二重課税になってしまうので、租税条約を結んで国際調整をしています。しかし世界には税が著しく低い国があり、その国に子会社などを作れば、税を低く抑えることもできます。この場合には海外子会社の所得を、親会社の内国法人にも一部合算して課税しています。これをタックス・ヘイブン税制といいます。

ビジネスキーワード

外国法人、公益法人、公共法人、益金、損金、損金算入、損金繰入、申告調整、中間申告、連結納税、同族会社、タックス・ヘイブン税制

《ビジネスシーン》

「消費税ってモノを買った時にかかる税だよな。よく考えたら商品を売買するたび税をかけていったら、とんでもない税金になっていくんじゃないか？」

「受け取った消費税から、自分の会社でモノを買った時に払った消費税を引いて納めればいいんだ。こうすれば、最終消費者の分だけが課税されるんだ」

税法の最後に所得税、法人税以外でビジネスに関わりの深いいくつかの税を見ていきます。

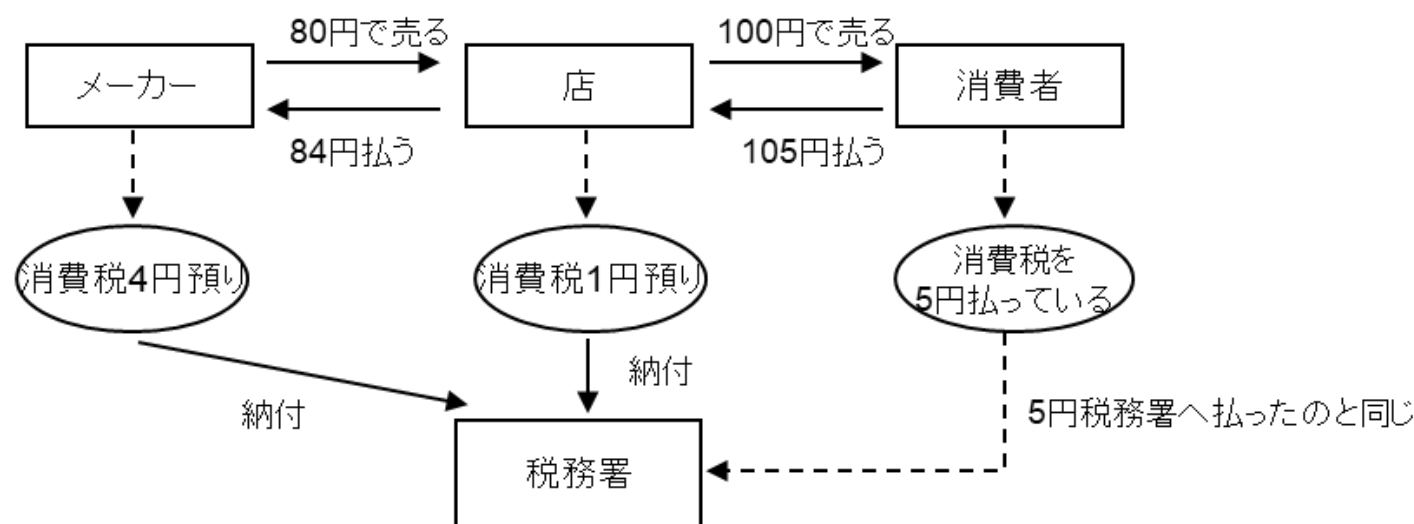
① 消費税

(i) **仕組** 消費税は間接税であり、税を「支払う人」と「納税する人」が異なります。税を払う人は消費者（正確にいうと購入した商品、サービスを再販売しない人や企業）「だけ」です。何かを買った人すべてでなく、それを消費する人です。

消費税は例えば消費者が100円の商品を買う時、5円の消費税（正確にいうとそのうち1円は地方消費税）を店に払って、店が一定期間に受け取った消費税をまとめて計算し、申告し、納付するというルールです。ということは企業が物を売るときに、相手が消費者がどうかを判定しなくてはなりません。

しかしそれでは大変なので、日本では商品やサービスを売った場合は、原則すべて消費税を預かり（預り消費税）、代わりに払った消費税（支払い消費税）を差し引いて納入させることとしました。

例えば先ほどの店で商品をメーカーから80円で買ったのなら、買った時に消費税を一旦4円払い（消費してはいないので本来は支払わなくてもよい分）、この4円は店に売ったメーカーが消費税として納付し、店は5円からこの「払わなくてよい4円」を差し引いて、1円納付するというものです。



消費税は企業が商品につけた付加価値（メーカーの80円、店の20円）に対して、税率をかけたものと考えられます。そこで付加価値税ともいわれます。

（ii）**表示** 販売価格に消費税額を含めて表示するものを総額表示（内税、税込みともいう）、含めないものを本体表示（外税、税抜き）といいます。2004年より総額表示が求められています。

（iii）**課税期間** 個人は1月～12月。法人は事業年度。

（iv）**税額計算** 消費税はモノ、サービスなどを売っている（取引という。買った方が仕入、売った方が売上）事業者が計算します。取引のうち消費税がかかるものを課税取引、かからない特別のものを非課税取引（土地の売買、有価証券の売買、利子など）といいます。

$$\begin{array}{ccc} \text{企業が納付する消費税} & = & \text{課税売上} \times \text{消費税率} - \text{課税仕入} \times \text{消費税率} \\ & & \begin{array}{cc} \text{-----} & \text{-----} \\ \downarrow & \downarrow \\ \text{預り消費税} & \text{支払い消費税} \end{array} \end{array}$$

ここでの仕入はかなり広い意味、むしろ支払いと表現したほうがわかりやすいと思います。しかし従業員給与のように「消費税を払っていない支払い」はもちろん入れることができません。しかしそうなると一般の複式簿記の他に課税・非課税の取引の区分が必要で、もう1つの会計が必要になります。そこで零細企業に対しては次のような特例を設けています。

- ・ 前々事業年度の課税売上高が1000万円以下の事業者は免除（免税事業者という）。預り消費税より支払い消費税の多い事業者（還付される）は申告することも可。前々事業年度がない新設法人などは原則として課税事業者となる。
- ・ 課税売上高が5000万円以下の時は、仕入について課税・非課税の区分をせず、課税売上に一定の比率（みなし仕入率）をかけたものを課税仕入とできる（簡易課税という）。

（v）申告 課税期間終了後2ヶ月以内。法人税同様に中間申告も必要。

② 住民税、事業税 次のように区分できます。

- ・ 法人住民税 道府県民税と市町村民税を合わせてこういう（東京都の23区内ではこの2つを合わせて都民税として払う）。その市区町村内に事務所や事業所のある法人が対象で、共に均等割（会社の大きさで決まる一定額）と法人税割（法人税額、つまり所得で決まる）から成る。
- ・ 法人事業税 事業所得を対象とする都道府県民税で、所得の一定比率がかけられる。
- ・ 個人住民税 法人と同様に道府県民税と市町村税からなり、それぞれ均等割、所得割から成る。給与所得者は所得税同様に給与支払時に徴収される（特別徴収という）。

- ・ 個人事業税 個人事業主の所得にかかるもので、所得から事業主控除を引いて税率をかける。

③ **印紙税** 財産権の移転などを表した「文書」にかかる税金です。契約書、領収書、手形などの文書を作成した人が文書の種類、記載金額などにより決められた一定金額の収入印紙を貼り、消印をすることで納付します。

④ **固定資産税** 毎年1月1日現在持っている土地、建物、機械などの固定資産に対して課税される地方税（主に市町村税）です。

ビジネスキーワード

消費税、間接税、預り消費税、支払い消費税、課税取引、課税売上、課税仕入、免税事業者、簡易課税、付加価値税、内税、本体表示、外税、総額表示、住民税、事業税、均等割、法人税割、所得割、特別徴収、印紙税、収入印紙、固定資産税

《ビジネスシーン》

「環境活動委員会のメンバーになったんだけど、企業の環境活動ってどう考えたらいいの」

「PPP、つまり汚染者負担が原則だ。環境基本法をしっかりと理解することだよ」

環境とは特定の主体（人間、企業など）を「とりまくもの」という意味で使っており、社会全体の状況と違ってよいと思います。この環境を守り、維持することを「環境保全」と表現します。環境とその保全に関する法律群を環境法といいます。

環境法は環境を汚染する「公害」の防止が出発点であり、「企業と地域住民」というフレームワークです。1971年に環境庁(2000年に環境省となる)が設置され、1993年の環境基本法によって環境法は体系化されます。環境法には膨大な法律が存在していますが、ビジネスマンにとって必要最低限の知識は、このルールの中身よりも「環境に関してどういう法律があるのか」ということです。

① **環境基本法** 環境法の理論的バックボーンであり、主に次の2つのことを定めています。

(i) **基本理念** 3つのことが非常に難解な言葉で書かれています。アバウトに言えば1つ目は国民が環境を守る権利を持っていること(環境権という。はっきりとは書いてないが大体そんな意味)、2つ目は環境に負荷のない社会を目指すこと、3つ目は地球環境の保全を日本がリーダーとして進めていくことが書かれています。

(ii) **義務**

- ・ 国、地方公共団体は環境に関する施策を講じること。
- ・ 企業(事業者と表現している)は上記施策への協力、環境保全の自主的努力、廃棄物の適正な処理とそれに対する環境への負荷低域を図ること。
- ・ 国民(地域を限定すると住民という)は環境保全への努力。以上のようにほとんどは「理念」であり、これにもとづいて他の環境法が作られています。

② **公害に関する環境法** 1960年代の水俣病などの公害発生を起点として、1967年には公害対策基本法が制定されました。まさに環境法の出発点といえます(上記「環境基本法」の制定とともに、これに吸収されました)。

定義

環境アセスメント⇒環境影響評価、環境事前評価ともいう。特定の事業が環境にどのような影響を与えるかを事前に調査し、公表し、実施の可否を考えること。

これに関しては環境アセスメント法（正式には環境影響評価法）および環境アセスメントに関する条例があります。法律では主に公共事業（道路、河川、発電所などの工事）を対象として（条例によっては各種民間施設を対象としているものもある）、大気、水質などに関する公共事業実施者が行うべき環境アセスメントの手続きを決めています。

このほか公害全体に関しては公害防止組織法（工場に公害防止組織を作ること）があります。さらに各公害パターンごとに次のような法律を定めています。

- ・大気　　大気汚染防止法など
- ・水質　　水質汚濁防止法など
- ・土壌　　土壌汚染対策法など
- ・騒音・振動　騒音規制法、振動規制法など
- ・地盤沈下　工業用水法(地下水の利用などを規制)
- ・悪臭　　悪臭防止法など

③ **廃棄物に関する環境法** 企業にとってもっとも頭の痛い「廃棄物」に関するものです。「循環型社会形成推進基本法」で、廃棄物の抑制、循環資源(廃棄物のうち利用できるもの。いわゆるリサイクル)の利用、処分について方針を定めています。個別の法律は次の2つに分かれます。

(i) **廃棄物の処理** 廃棄物処理法で廃棄物とは何か、企業、国、地方公共団体、国民に求める義務を決めています。

(ii) **リサイクル** 資源有効利用促進法でその考え方を決め、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建物リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法など商品ごとにそのリサイクルのあり方を決めています。またグリーン調達法で国、地方公共団体が環境負荷を低減するリサイクル品の調達を率先して行うように定めています。

④ **地球環境に関する環境法** 環境保全は一国でできるものではなく、地球全体で考える必要があります。これにはOECD（Organization for Economic Cooperation and Development：経済協力開発機構：先進国が加盟し、経済成長や経済援助を目的として活動する）の果たす役割は大きく、この勧告（こうしなさい）に基づいて各国が法律を作っています。環境に関するOECDの勧告で有名なものがPPPです。

定義

PPP⇒Polluter Pays Principle。汚染者負担の原則。環境をリカバリーするための費用は、環境汚染者が負担すべきという原則。

日本でもPPPにもとづいて環境基本法で「原因者負担」という表現でこれを規定しています。地球環境の法は条約がその中心であり、以下のようなものがあります。

- ・地球温暖化 1997年の京都議定書。議定書とは国際会議（これは京都で開かれた）で各国が合意・署名したもの。これにもとづいて地球温暖化対策推進法が作られた。
- ・オゾン層保護 1988年ウィーン条約およびモントリオール議定書。これにもとづいてオゾン層保護法、フロン回収破壊法が作られた。
- ・野生動物保護 1981年のワシントン条約。これにもとづいて、種の保存法が作られた。



ビジネスキーワード

環境法、環境基本法、環境権、環境保全、公害対策基本法、環境アセスメント、環境影響評価、環境アセスメント法、リサイクル、OECD、PPP、京都議定書

《ビジネスシーン》

「キャリアプラン研修の名簿を〇〇先生に渡すから作ってくれ。取扱い注意で出身大学、業務経歴、家族構成なども入れておいてくれ」

「それって個人情報じゃないですか。個人情報保護法上、問題あるんじゃないですか」

「えっ社員情報は関係ないだろう」

インターネットの普及は法律に2つのインパクトを与えました。1つはセキュリティ犯罪が急増し、これが刑法などの従来の法律では取り締まることが難しいことです。もう1つは文書という考え方です。第4章で述べる契約などにおいて、インターネット上の情報などを文書と考えるかどうか、というルールが必要になってきました。

① **セキュリティに関する法律** これについては次の2つの法律が大切です。

(i) **不正アクセス禁止法** 1999年に成立したもので、次のようなことを定めています。

- ・他人のID（本人証明）やパスワードを使って、利用制限があるコンピュータネットワークにアクセスすることを不正アクセスと定義。

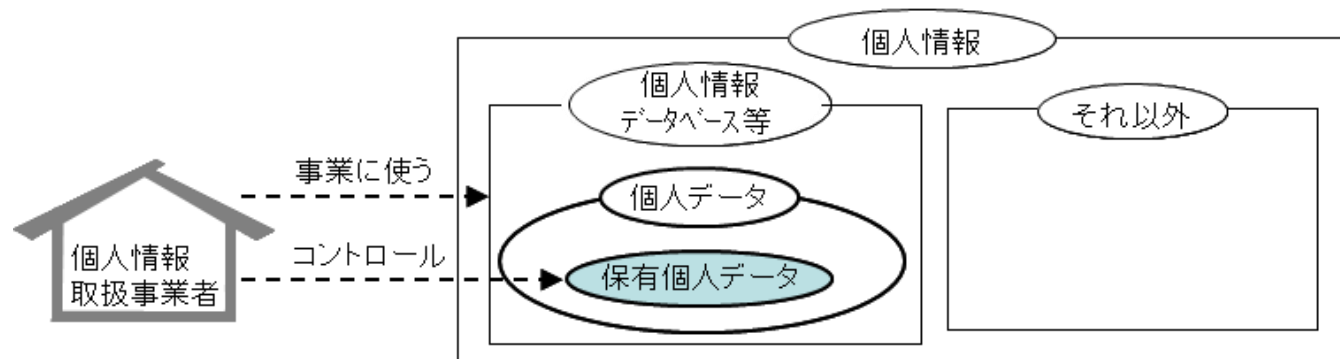
- ・不正アクセスおよびその助長行為（ID、パスワードなどを本人に無断で提供するなど）を禁止し、それぞれ罰則規定を定める。
- ・アクセス管理者（ID、パスワードの発行元となるネットワーク会社、一般企業など）が防御措置をとること。国や地方公共団体がこれを援助すること。

従来はただアクセスするだけ（いわゆる盗み見、盗聴など）では罪にならず、不正アクセス後に何か違法行為を行った時（データの改ざん、詐欺など）に初めて犯罪となりました。この法律では不正アクセス自体を違法行為として、データ改ざん、詐欺などの行為の未然防止を図っています。

（ii）**個人情報保護法** 2005年より施行となったもので、以下のようなことを定めています。

（a）**用語の定義** 「個人情報」（生存する個人に関して、特定の個人を識別できる情報。個人の顧客データ、社員データ、応募データ...など。法人そのものの情報は対象外）、「個人情報データベース等」（個人情報が含まれる情報の集合体。コンピュータ上のデータベースだけでなく、手作業によるものも容易に検索できるものについてはこれに含まれる）、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業に用いているもの）、個人情報取扱事業者適用除外（国、地方公共団体、独立行政法人および取り扱う個人情報が少ないもの。政令で「過去6ヶ月以内のいずれかの日において、5000件を超える個人情報を持っているもののみを対象とする」と

定めている)、個人データ(個人情報データベース等に含まれている個人情報)、保有個人データ(個人データのうち、個人情報取扱事業者が開示、訂正、利用停止の権限を有するもの)を定義している。
イメージは次のとおりです。



(b) 個人情報取扱事業者の義務 個人情報の取扱について次のようなことを定めている。

- ・利用目的をできる限り特定すること。
- ・利用目的の変更は、合理的と認められる範囲を超えてはならない。
- ・あらかじめ本人の同意を得ないでの、利用目的以外の取り扱いは不可。
- ・不正な取得の禁止。
- ・取得の際には利用目的を公表または本人に通知する。契約書などに記載される情報も同様。

- ・ 個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める
- ・ 安全管理に関し適切な措置を取り、従業員、委託先を監督する義務がある。
- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第3者に提供してはならない。
- ・ 保有個人データに関し、それを保有している事業者の名称、利用目的などを本人の知りえる状態（本人の求めに応じ回答することでもOK）にしておくこと。
- ・ 保有個人データについては本人の開示要求には応じ、本人の訂正要求には調査後訂正し、本人の利用停止要求には理由があると認めた場合は停止すること。
- ・ 個人情報の取り扱いに関する苦情に関し、適切な処理および体制の整備に努めなければならない。

(c) 施策 国および地方公共団体はこの法律の趣旨に則り、必要な施策を策定し、実施する責務を負う。

(d) 適用除外 個人情報取扱事業者のうち、次の場合は適用しないとしている。

- ・ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道を目的とする場合。
- ・ 著述業が著述を目的とする場合。
- ・ 大学、学術研究機関が学術研究を目的とする場合。
- ・ 宗教団体が宗教活動を目的とする場合。
- ・ 政治団体が政治活動を目的とする場合。

② ネットワーク上の文書に関する法律 次のような法律が定められています。法律ではネットワークやコンピュータ内にあるデータのことを「電子」という言い方で表現しています（ちょっと古めかしいですが）。

- ・電子帳簿保存法（1998年） コンピュータ内のデータも一定の要件を満たした時、「税法上の帳簿」として認められるというもの。
- ・IT書面一括法（2000年） 電子メールなど電子的手段（要するにネットワークなど）による書面交付や手続について、関連する法律を一括して改正したもの。
- ・電子署名法（2001年） 電子署名（ネットワーク上で契約書などへの押印、サインを行うこと）、電子証明書（第三者が本人だと証明するもの）について定めている。
- ・電子契約法（2001年） [テーマ24](#)参照。
- ・行政手続オンライン化法（2003年） 国、地方公共団体への申請、手続を原則としてネットワークでできるようにする。3つの法律から成る。
- ・e文書法（2005年） 民間事業者に各種の法律などで保存が義務付けられている文書を、コンピュータなどで保存することを原則として全て認めようというもの。詳細はケースバイケースで省令などにより決めるとしている。

2001年に政府が出したe-Japan戦略（国としてもっとITを使おうというもの）がこれを後押ししています。

ビジネスキーワード

不正アクセス禁止法、個人情報、個人情報取扱事業者、個人情報保護法、電子帳簿保存法、IT書面一括法、電子署名法、電子契約法、行政手続オンライン化法、e文書法、e-Japan戦略

税制改革

戦争直後にアメリカのシャウプさんが「こうしろ」と言って以来、税の基本的考え方はほとんど変わっていません。なぜ税制は抜本的改革が出来ないかを、少し斜めに考えてみましょう。

- ・税制を抜本的に変えれば、去年と同じ状況なのに「抜本的に」減税される人と「抜本的に」増税される人がいる。もちろん後者の人は「大反対」なので増税の人が多いとこの案は通らない。増税の人が少なくても、その人たちは真剣に大反対し、減税の人は何か自分だけ得するようで、「そっと」賛成する。そして反対者の目はその税を使う役人に向けられる。これに「弱者を救う」マスコミが乗り、まず「役人のムダ使いをなくしてから税を考えろ」とキャンペーンを打つ（冷静に考えればそれはそれ、これはこれ。両方やるのが当然）。どうなるかはいつも決まっている。

「抜本改革しろ」というシャウプのような有無をいわせぬ神が必要。

- ・税法は政府が立案し、国会が決める。国会議員は選挙があるので減税には賛成、増税には反対という。国民は無論のこと「減税するのが良い政府」で「増税するのが悪い政府」。したがって増税は減税とセットでどさくさにまぎれてやるか、たばこ、ガソリン、酒（うーん良薬ですが）など社会に悪をもたらすものを対象とするしかない。国の経営が行き詰まるのがわかっているのに、誰も「言い出しっぺ」には

なりたくない。

・マスコミは税制改革の案には、必ず「年収何百万円の人には増税となる」などと刺激的なことをいう。テレビに出てくる専門家とよばれる怪しげな人たちも「これじゃあ弱い者いじめですね」という。税の改革を考えるなら、昨日と比較して「増えるか減るか」よりも、どうすれば国民、企業が「公平に」税を負担できるか、もっといえば「今どこが不公平か」をはっきりさせるべきなのにそれができない。

このままでは日本は「おカネが足りない大名が庶民から年貢米の召し上げを増やす」というイメージから脱却できず、外国から「何とかしろ」という声がかかるまでできそうにもありません。

第 4 章

取引・契約に関する法律



Q1. 債務とは？

- ア. 人が人に対して金銭的支払を必要とするもの
- イ. 人が人にしなくてはならない義務
- ウ. 人が人に対して持っている権利
- エ. 金融機関に対し支払義務のあるもの

Q2. 「甲乙ともに申し出れば契約を解除できる」は？

- ア. 約定解除
- イ. 法定解除
- ウ. 解除契約
- エ. 事情変更の原則

Q3. 正しいのは？

- ア. 請負契約では仕事の完成までは発注者に責任がある
- イ. 委託契約が無料のとき委任契約という
- ウ. 請負契約では1年間の瑕疵担保責任がある
- エ. 委任契約は解任・辞任は原則として契約中はできない



Q4. カネを借りる契約は？

- | | |
|-------------|-----------|
| ア. 金銭消費貸借契約 | イ. 賃貸借契約 |
| ウ. 使用貸借契約 | エ. 金銭借用契約 |

Q5. 公正取引委員会の管轄している法律は？

- | | |
|-----------|----------|
| ア. 特定商取引法 | イ. 割賦販売法 |
| ウ. 消費者契約法 | エ. 景表法 |

Q6. PL法の対象となるのは？

- ア. 不動産 イ. ソフトウェア ウ. エネルギー エ. 部品

Q7. 組織が環境に果たすべきことは？

- | | |
|----------------|-----------------|
| ア. ISO9000シリーズ | イ. ISO14000シリーズ |
| ウ. ISO17799 | エ. ISO適合性評価 |

《ビジネスシーン》

「この連帯保証人って何のこと？」

「本人と一緒に借りるということだよ」

本章は取引・契約に関する法律について述べますが、本テーマではそのバックボーンとなる民法について述べます。民法は私法全体をさす場合もありますが、本書では民法という名前の法律を意味することとします（この場合「民法典」ともいう）。民法は総則、物権、債権(この3つを財産法という)、親族、相続(この2つを家族法という。本書では対象外)の5編からなります。契約については「債権」の中で細かく定められています。まず財産法をざっと追いかけてみましょう。

定義

物権⇒人(個人、法人)が物に対して持っている権利。所有権（物に対するすべての権利）、制限物権（一部の権利）および占有権（物を実質的に使用して支配している状態）がある。制限物権には用益物権（土地の地上権など自分のものではないが、利用する権利、利益を得る権利がある）と担保物権（後述）がある。

物権にはつぎのような特徴があります。

- ・ **優先関係** 物権同士に優先関係（成立順）があり、かつ同一のものに存在する時も債権（後述）よりも優先される。
- ・ **公示の原則** 物権は排他性(共有できないこと)があるので、誰がどんな物権を持っているかを公に知らせる必要がある。これが[テーマ9](#)にあった「登記」の根拠。
- ・ **交信の原則** 実際にはその人に権利がないにも関わらず、上の公示を信用してその人と取引した人を保護する。

定義

債権⇒人が人に対して、何らかの行為を請求することができる権利。持っている人は債権者。

債務⇒債権の逆で、人が人に対して、何らかの行為をしなくてはならない義務。負っている人は債務者。

履行⇒債務者がその義務を果たすことで債権を消滅させること。弁済ともいう。

債権には次のような特徴があります。

- ・ **任意性** 公の秩序（なかなか奥深い言葉です）に反しない限り、債権者、債務者が法の規定とは異なることを決めてもよい。また債権・債務は当事者の信頼関係で成り立っているので信義・誠実が原則（「道徳」が第一）。
- ・ **効力** 債務者が履行しない時（下の不法行為にあたる）は、裁判所に申し立てて強制的に履行させること（強制履行という。[テーマ4](#)で述べた強制執行とは裁判所の判決を国家権力で強制的に実現させることをいう。この場合結局は判決という債務を強制的に履行させることになり、強制履行と同意となる）ができる。あわせて損害賠償を請求できる。これを債務者からみると民事責任という（これに対して刑法上のものは刑事責任という）。多くの債権者、債務者がいる時はこの割合で権利を持ち、義務を負う。

定義

不法行為⇒故意・過失によって他人の権利を侵害すること。この場合その損害を賠償する責任がある。

債務の履行を確保するために、あらかじめ債務者が債権者に提供するものを担保といいます。約束したことをやらなかったら（借金を返すといって返さなかったら）どうするかをはっきりさせておくことです。

定義

担保物権⇒債権の担保に物権を用いるもの。物的担保ともいう。法定と約定がある。

法定担保物権⇒法律で決めるもの。留置権(例えば自動車修理を行う時、代金不払いに備え、修理工場がこの自動車を担保すること)、先取特権(「さきどりとっけん」と読む。一定のケースにおいて、法律で他の債権者よりも優先して認めるもの)がある。

約定担保物権⇒債権者と債務者の合意によるもの。次の2つがある。

質権⇒質屋の「質」。債権者が債務者から物を受けとって、債務が履行されるまで持っていること。

抵当権⇒債務者が不履行の時には不動産の提供を約束すること。質と異なり債務者はそれを使用できる。

不動産⇒土地およびそれに付いている物(建物など)。不動産以外の物を動産という。

一方、「人」によって債務の履行を担保するものを、保証債務、保証人といいます。

定義

保証債務⇒本来の債務者(主たる債務者という)が履行しない時、その義務が発生する人を保証人、この債務を保証債務という。

保証債務には次のような特徴があります。

- ・主たる債務がなくなれば消滅する。
- ・主たる債務が移転する時には、これに伴って移転する（つまり債権者が変わっても保証債務は残る）。
- ・保証人は主たる債務が履行されない場合に初めて履行すればよく、催告の抗弁権（いきなり保証人に請求してきたら「主たる債務者に請求しろ」といえる）、検索の抗弁権（主たる債務者に強制履行するよう主張できる）がある。

定義

連帯債務⇒数人の債務者が、それぞれ独立して同一のことを履行する義務を持っているもの。

「連帯保証」とは、保証人が債務者と連帯債務を持つことをいいます。そのため債権者は債務者に請求することなく、連帯保証人に債務の履行を請求する（借金なら「返せ」と言う）ことができ、連帯保証人はこれを拒絶できません。

ビジネスキーワード

民法、財産法、家族法、物権、債権、債務、履行、弁済、所有権、担保物権、占有権、不法行為、損害賠償、強制履行、強制執行、民事責任、刑事責任、担保、法定担保物権、約定担保物権、質権、抵当権、不動産、動産、保証債務、主たる債務、保証人、連帯債務、連帯保証、連帯保証人

《ビジネスシーン》

「先日もらった見積書、しばらく考えましたが発注するのやめました」

「連絡したのか？ 諾否通知義務があるだろう」

本テーマでは契約に関する法的知識を整理します。

① **契約** 民法では契約を次のように定義しています。

定義

契約⇒申込と承諾という意思表示が合致した結果、債権、債務が発生するもの。契約のように意思表示によって法律上の効果が生まれるものを法律行為という。

例えば、「この土地を3000万円で買わないか」は申込であり、「OK」は承諾です。申込とはこれをそのまま受け入れてくれれば、契約を成立できるというものであり、双方から出される事もあります。「3000万円で買わないか」という申込に対し「2500万円なら買う」も申込です。契約は当事者間の合意ですから、口頭でも成立しますし、無論「契約書」として双方が捺印してもOKです。申込や承諾は必ずしも口に出さず黙示(!)でもOKです。タイミングとしては、申込は到達主義（相手

にこれが到達した時点)、承諾は発信主義(発信した時点)でそれがなされたこととなります。契約は民法などによる法規制はありますが、原則的には当事者の意思であり、これを契約自由の原則といいます。

② **契約の解除** 契約の解除とは契約の締結後に契約が存在しなかったと同じ状態にすることをいいます。これには次の2つがあります。

- ・ **約定解除** 契約する時に、解除する項目を入れておくこと。例えば「甲乙ともに3ヶ月前に申し出ればこの契約を解除することができる」というもの。
- ・ **法定解除** 法律の規定で解除できるもの。

この他に双方の合意で解除するという契約を結ぶこともあります(これは解除ではなく新しい契約ですが)。

③ **特例** 契約に次のような特例を設けています。

- ・ **事情変更の原則** 契約成立後、双方が予想もしないことが起こった場合は、契約内容を変更したり、修正したり、それが難しい時は解除することを認める。
- ・ **同時履行の抗弁権** 多くの契約では双方に債権・債務が同時に発生する。例えばA社とB社がシステム開発の契約を結んだ場合、発注側は「システムを開発させる」という債権を持ち、「カネを払う」という債務を持つ。受注する側は逆。相手がその債務を履行するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。システム開発が終わらないうちは、契約の支払日が過ぎても払わなくてよいということ。

④ **商法の特別ルール** 契約に関しては民法の他に商法でも規定しています。民法は広く一般を、商法は商人（いわゆる企業のこと）と商行為（企業が行うビジネス）だけを対象とする特別法です。このように一般法と特別法がある時は特別法が優先されます。

商法では（つまりビジネスでは）対話者間（フェース・トゥ・フェース）の申込においては、直ちに承諾しないと申込の効力を失う、つまり申込をしていないことになります。遠隔地間の申込では相当（法律でよく使う言葉だが、「適当、ふさわしい」と「普通よりはなはだしい」という意味がある。ここでは前者）の期間に承諾がなければ申込の効力を失います。要するにビジネスでは申込んでも返事がなければ申込んでいないことと同じということです。

これとは逆に諾否通知義務というユニークなルールも決めています。次の条件を満たすケースで申込を受けた時は、すぐに諾否（OK、NG）を通知しないと申込を承諾したものとみなすというものです。

- ・ 申込を受けた方が企業（申込者は企業でなくてよい）
- ・ 継続的取引であること（1回きりでない）
- ・ 申込が商行為であること

また企業は商行為（ビジネス）の申込で、その申込とともに物品を受けた場合は、その申込を拒絶する場合でも、その物品を保管しなくてはなりません（費用は申込者持ち）。



ビジネスキーワード

契約、契約自由の原則、申込、承諾、約定解除、法定解除、事情変更の原則、同時履行の抗弁権、商法、商人、商行為、諾否通知義務

《ビジネスシーン》

「××社への発注契約書、チェックしてください」

「危険負担と瑕疵担保責任について明文化しておけ」

民法では次のような13種類の契約（典型契約または有名契約という。これ以外を非典型契約または無名契約という）について、そのルールを決めています。

① **売買契約** 動産、不動産、サービスなどを販売する時の契約です。一般にはこの売買契約を取引といいます。無償で渡すときは「贈与契約」といいます。売買と贈与をあわせて譲渡（本書でもう何度も出てきています）といいます。

売買契約では販売した商品に欠陥（法律では「瑕疵」という表現を使う）があった場合にどうするかが大きな問題となります。これを民法では次のように決めています。

- ・買主は商品を受領後すぐに検査し、瑕疵があったり、数量不足のときは売主に通知しなければならない。通知を怠ると契約の解除、代金減額、損害賠償の請求ができない。

・受領、検査後に発見された時は（これを隠れた瑕疵という）

売主、買主に過失（これも法律用語でよく使う。故意の反対で「不注意」で起きたミスのこと）があった場合はあった方の責任。どちらも無過失の時は、その瑕疵が受領前から存在していれば、原則として売主側の責任（売主の瑕疵担保責任という）。ただし買主がこの権利を行使できるのは1年以内。（メーカーの製品保証が1年なのはこれがバックボーン）、その瑕疵が受領後に発生した場合は買主の責任。（これを危険負担という）

買う前から壊れていたら1年間はメーカーの責任、使ってから壊れたら消費者の責任というのは納得できます。

② **仕事を頼む** 「他人に仕事を頼む」（委託）という契約を次の3つに分けています。

定義

請負契約⇒一方が仕事の完成を約束して、一方がこれに報酬を支払うことを約束するもの。有料であり、仕事が完成されるまで支払は不要。仕事の完成までは請負者（仕事をする方）に責任がある。

委任契約⇒法律行為の処理（事務処理など）を委ね、任せられることを内容とする契約。無料または有料。仕事の途中でも委任者（頼んだ方）に責任がある。

雇用契約⇒労働者が労働を提供することを約束し、使用者が賃金を支払うことを約束する契約。労働者が使用者の指揮命令下で仕事を行うものであり（指示されて働く）、ここが上の2つの契約と異なる。

請負契約では、請負者は仕事完成義務の他、売買契約同様に1年間の瑕疵担保責任を負います（ただし建物は5年または10年）。委任契約では解除ルールが契約にない時は解任、辞任などいつでも理由なくできます（ただしどちらかに不利益が生じた時は損害賠償責任が発生する）。雇用契約については第5章で述べます。また民法では仕事を頼むものとして「寄託契約」（何かの保管を頼む）も定義しています。

③ **借りる** この契約を次のように分けています。

・ **消費貸借契約** 借りる側が同等のモノを返すこと（カネを借りたら同額のカネを返す）を約束する契約。ほとんどがこのうちの金銭消費貸借契約であり、企業が資金を金融機関から借りるものや消費者金融もこれにあたる。（この利子については利息制限法による規制を受ける。）一般に抵当、保証人などをその担保とする。特に企業においては根抵当（企業が特定の金融機関から借入れる際、1度抵当を入れておき、極度額を決め、その範囲で必要に応じて借入れをしていく）がとられることが多い。

- ・ **賃貸借契約** 動産、不動産などを有料で貸借する契約。（無償で契約するものを使用貸借契約という）不動産の場合は借地・借家法の適用も受ける。この契約の中で企業がよく利用するのがいわゆるリース契約。

リース契約には法律上の定義がなく（税法に一部ある）、ファジーにさまざまな意味で使われています。最も広い意味では賃貸借契約そのものを指すこともありますが、一般には次の条件を満たすものをリース契約とよんでいます。

- ・ 利用者の購入意思で、リース会社が物品を購入する。
- ・ リース会社は利用者に対し、一定期間内（リース期間）に一定の方法（多くは月額）で、料金支払（リース料）を受け、購入代金の全額を回収する。
- ・ リース契約の解除は認めない。

これは物を借りるというよりも、「購入代金を借りている」（購入物を担保として）ともいえますので、ファイナンスリース（金融リース）ということもあります。一方この3条件を満たさない賃貸借契約をオペレーティングリースということもあります。オペレーティングリースにはレンタル（物はレンタル会社の意思で購入し、比較的短期で、1人の利用だけで全額を回収するわけではない）などがあります。

④ **その他** 民法ではこの他、組合契約（[テーマ5](#)で述べた民法上の組合とはここから来ている。これは法律で作られるものではなく、契約で作れるので法人ではない）、交換契約（財産などを交換する契約）、和解契約（[テーマ4](#)で述べた示談などを契約すること）、終身年金契約（死ぬまで一定の金額を支払い続けるという契約。生命保険の一部以外ではほとんど使われていない。[テーマ27](#)で述べる公的年金は契約でなく法律で決めている）を典型契約としています。

ビジネスキーワード

典型契約、有名契約、非典型契約、無名契約、売買契約、譲渡、瑕疵、過失、瑕疵担保責任、危険負担、請負契約、委託契約、雇用契約、消費貸借契約、賃貸借契約、リース契約、ファイナンスリース、オペレーティングリース、レンタル、組合契約、民法上の組合、和解契約

《ビジネスシーン》

「談合って官庁が出す公共事業が対象でしょう。一般の取引では相談して決めてもいいんでしょう」

「ライバルと競争しなければカルテルだろう」

取引、契約については民法・商法以外でも、法律でいくつかの規制をしています。その代表が独占禁止法（私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律。略して独禁法）です。独禁法は「公正で自由な競争を促進すること」を目的とする、いわゆる資本主義社会の基本的ルールです。独禁法は大きく次の3つの分野から成ります。

① **独占** これに関しては次のことを決めています。

(i) **私的独占の禁止** 私的独占（公的機関以外で市場を独占）を「優越した市場支配力を持つ事業者がその力を利用して、他の事業者の事業活動を支配したり、排除すること」と定義しています。つまりここで禁止しているのは「支配力を持つ」ことではなく、それを用いて「支配的行為を行うこと」です。

(ii) 不当な取引制限

定義

カルテル⇒不当な取引制限のこと。独立した複数の企業が協定を組んで、それによって競争をなくし、支配力を形成していくこと。

いわゆる「談合」（公共事業を発注するための入札で、受注業者側が相談して競争しないこと）もこの一種です。

(iii) **株式の保有制限** [テーマ11](#)で述べた持株会社は従来は独禁法で禁止されていましたが、1997年の改正で「事業支配力が過度に集中することになる持株会社」だけを禁止し、それ以外は自由に認められることとなりました。

銀行などは原則として他社の株式を5%(保険会社は10%)を超えて、取得・保有してはいけません。（5%ルールという。）

この他、大会社が一定以上の株式を保有することや、競争を制限する株式保有の禁止を定めています。

② **不公正取引の禁止** 不公正取引として6類型を挙げ、具体的な内容については公正取引委員会(③参照)が指定するとしています。この指定は業種の区別なく適用される一般指定と、特別な業種や活動に適用される特殊指定があります。

現在の一般指定は、1982年に公正取引委員会が告示(法律でよく使う言葉で、国、地方公共団体が一般に対して公にすること)したもので、次の取引を不公正取引と指定しています。

- ・ 共同の取引拒絶 「特定の企業を村八分」
- ・ その他の取引拒絶 「特定の企業と取引しない、させない」
- ・ 差別対価 「地域、相手で価格を変える」
- ・ 取引条件等の差別取扱い 「同一条件・同一取引を守れ」
- ・ 事業者団体の差別取扱い等 「組合で特定企業を排除」
- ・ 不当廉売 「極端に安く売る」
- ・ 不当高価購入 「極端に高く買う」
- ・ ぎまんの顧客誘引 「優れているかのように見せる」
- ・ 不当な利益による顧客誘引 「ライバルの顧客を取る」
- ・ 抱き合わせ販売等 「これと一緒に買ってくれ」
- ・ 排他条件付取引 「ライバルと取引しないなら取引する」
- ・ 再販売価格の拘束 「買い手がさらに売る(これが再販売)価格を、売り手が拘束する」
- ・ 拘束条件付取引 「その他、取引に条件をつけること」

- ・優越的地位の濫用 「取引先に対して自社が優越（頭が上がらない状態）していることを利用して、商慣習にはないようなことを要求する」
- ・競争者に対する取引妨害 「ライバルのじゃま」
- ・競争会社に対する内部干渉 「ライバルにこうしろ」

これらはすべて「正当な理由なく」「不当な」が頭につきます。つまり「やってはいけないこと」ではなく「不当な場合はこれに該当しますよ」というニュアンスです。さらにファジーな部分について、公正取引委員会はガイドライン（「こうやって独禁法を運用します」）も公表（告示が積極的に示すなら、これは「隠さない」という消極的ニュアンス）しています。フランチャイズ、不当廉売などいくつかのガイドラインが出ていますが、何といてもその中心は日米構造摩擦（詳細は「流通のナレッジ」参照）から生まれた「流通・取引慣行に関するガイドライン」です。2005年には「大型小売店と納入業者に関するガイドライン」（大型小売店の優越的地位の濫用が中心）も公表しています。

③ **運用** 国の行政機関には省庁の他、「行政委員会」という合議制のものがあります。独禁法にはお目付役の行政委員会として公正取引委員会（公取委と略す）があり、内閣府の外局（独立した組織）となっています。公取委は先ほどの指定やガイドラインの他、違反したものを取締まる仕事があります。この手続きは2005年から改正され、次のようなステップになりました。

これにより従来の「勧告」（「やめなさい」というアドバイス）という制度がなくなりました。

- ・ 審査 任意調査or強制調査
- ・ 事前通知 排除措置(違反状態をやめなさいという指示)、課徴金(ペナルティを払え)という行政処分(法律にもとづいて行政機関が国民の権利・義務を具体的に決定することを行政行為という。このうちペナルティの要素が強いときは行政処分ということが多い)をする予定という通知。
- ・ 意見陳述、証拠提出 企業に弁明のチャンスがある。
- ・ 命令 上の行政処分が行われる。これに従えば基本的にはここで終了。
- ・ 審判 上の命令が不服のときは裁判となる。

④ 関連法 この他、公取委は次の2法を管轄します。

(i) 景表法 正式には「不当景品類および不当表示防止法」といい、次の2つことを定めています。

- ・ 不当表示 実際のものよりも「著しく優良、ライバルより有利」と一般消費者に認識される表示の禁止。これについても公取委が独禁法同様にガイドラインを出している。2000年に出した価格表示ガイドラインでは、二重価格表示（販売価格以外の価格をもう1つ表示すること）などについて細かいルールを決めている。

- ・景品 顧客誘引のために取引に付随して経済的利益を与えるもの(要するにおまけ)を景品類と定義して、これを総付景品(すべてについている)、懸賞景品に分け、それぞれ上限額などを決めている。(取引に付随せず、一般応募とするものはオープン懸賞として独禁法で規制している。)

(ii) **下請法**(下請代金支払遅延等防止法) 「仕事を出す」、「請ける」という関係にある2つの企業のうち、出す方が大企業で、請ける方が中小企業の場合は(いわゆる親・下請関係)、そのパワーバランスが崩れて、下請が不当な扱いを受ける可能性があります。そこで契約・支払いなどについてルールを決め、下請業者を守っています。従来は製造・修理のみを対象とされていたのですが、2003年からはソフトウェア開発、運送などサービス業務も対象となりました。

ビジネスキーワード

独占禁止法、私的独占の禁止、カルテル、持株会社、5%ルール、不公正取引、公正取引委員会、公取委、一般指定、特殊指定、ガイドライン、行政委員会、排除措置、課徴金、行政処分、行政行為、景品表示法、景表法、二重価格表示、総付景品、懸賞景品、オープン懸賞、下請法

《ビジネスシーン》

「××社がかなり前の製品で損害賠償請求されているんだって。PL法は何年までって決まってないの？」

「引渡し後10年以内の製品だ」

消費者と企業の契約はトラブルが発生しやすいので、「弱き」消費者を守る法律が数多く作られています。

① **消費者保護基本法** 消費者保護に関する基本的な考え方を書いた法律です。国、地方公共団体、企業の責任、消費者の役割、消費者保護のあり方について決めています。

② **安全性の確保に関する法律**

(i) **製造物責任法 (PL法：Product Liability)** 製造物によって「身体に被害」があった時のことを決めています。

- ・ **対象** 製造物とは製造または加工された動産のこと。加工農林水産物などを含むが、不動産、エネルギー、ソフトウェア、未加工農林水産物、サービスは含まれない。
- ・ **欠陥** 通常は持っているべき安全性を欠いていること。

- ・製造業者等 製造・加工，または輸入した者（商標などの表示により製造者と誤認させる者も含む）。
 - ・製造物責任 製造業者等はその引き渡したものの欠陥で、他人の生命、身体又は財産を侵害した時は、これによって生じた損害を賠償する責任がある。ただし、その損害がその製造物のみ（壊れただけ）の時は対象外。
 - ・免責（責任を問われないこと） 引き渡した時期の科学技術のレベルでは仕方がない時は免責。製造物の部品・原材料に欠陥があった時は、当然部品・原材料の製造者も対象となるが、製造物製造者の指示のみにした場合は原材料製造者は免責。
 - ・期間 損害賠償の請求は損害を知ってから3年以内、製造物を引き渡してから10年以内。
- (ii) **食品衛生法** 食品や添加物の禁止物、容器や包装の安全性、表示や広告の規制などを定めています。
- (iii) **薬事法** 医薬品の安全性に関して、医薬品の基準、製造、販売の規制などを定めています。
- (iv) **消費生活用製品安全法** 家庭用品の安全基準（Sマークの認定）、製品安全協会の役割を定めています。

③ **特殊な売買契約** 特殊な売買契約についてはクーリングオフという制度が認められています。

定義

クーリングオフ⇒一定の期間内であれば無条件に申込の撤回、契約の取消を認める権利。

(i) **特定商取引法** 次のような特殊な販売方法について、消費者保護を図ろうとするものです（企業間の取引はこの対象でない）。

- ・ **訪問販売** 営業所、店舗以外の場所で事業者が行う販売が対象。家庭への訪問販売の他、キャッチセールス(路上でよび止めて営業所に同行)、アポイントセールス（電話などで販売目的を告げずに営業所へよび出し）も含まれる。
- ・ **通信販売** 郵便、電話、インターネットなどの通信手段を使って売買契約を行うもの。
- ・ **電話勧誘販売** 電話で勧誘して販売するもの。
- ・ **連鎖販売取引** 親子関係を作って次々と金品を出資、受領を繰り返していくもの（ねずみ講）は「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止されている。ここでいう連鎖販売取引とは俗にマルチ商法などとよばれるもので、物品を販売する際、

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で連鎖的に行うものをいう。

- ・ 特定継続的役務提供 長期・継続的サービスで高額なもの。現在エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介所、パソコン教室の6サービスが対象。
- ・ 業務提供誘引販売 いわゆる内職モニター商法のことで、「仕事を提供するので収入が得られる」として誘引し、その仕事のためにとって物品を販売すること。これらの取引については次のような規制をしています。
- ・ クーリングオフ 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供は8日間、連鎖販売取引、業務提供誘引販売は20日間のクーリングオフ。通信販売にはない。
- ・ 氏名などの明示義務、不当な勧誘行為の禁止、広告規制、契約書面の交付義務など。

上の6タイプその他、ネガティブオプション（売買契約してないのに商品を送りつける）についても規制しています。

(ii) 割賦販売法 消費者が購入から支払いまで2ヶ月を超えるものを割賦販売法の対象とし、これについても販売条件の公示、書面交付義務、クーリングオフを定めています。

(iii)電子契約法 インターネット上の企業と消費者の取引について、消費者側の操作ミスの救済、契約成立の特例([テーマ21](#)で述べたように、契約の承諾は発信主義だが、ここでは到達主義とする)を決めています。

(iv)消費者契約法 特定の販売方法についてのみ、クーリングオフなどの法定解除を認めていましたが、近年新タイプの商法が次々と現れるようになり、その定義が難しくなってきました。そこで2001年にこの法律ができ、企業と消費者の契約において、企業側に不適切な行為があったときは、消費者は原則として契約を解除できることとなりました。



ビジネスキーワード

消費者保護基本法、製造物責任法、P L 法、食品衛生法、薬事法、消費生活用製品安全法、S マーク、クーリングオフ、特定商取引法、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売、割賦販売法、電子契約法、消費者契約法

《ビジネスシーン》

「うちの全工場、全事業所がISO9000、14000をとったらしいよ。これってどういう意味があるの？」

「一定の品質レベルにあって、安心した製品を作り、環境にもやさしいというお墨つきだよ」

取引・契約において、その相手の製品・サービスが一定のレベル(広い意味での品質)にあることを、公的機関が証明する(これを認証という)というのは、社会的に見て合理的といえます。この品質認証のベースとして使われているものが「標準」であり、「社会的水準まで達している」ということです。本テーマではこの標準と認証について考えます。

① **工業標準化法** 工業の標準化を推進するための法律で、次のようなことを決めています。

- ・工業製品の形状、品質、性能、生産方法などを「日本工業規格」(Japanese Industrial Standards : JIS) として標準化する。

- ・メーカーなどは登録認証機関（国の登録を受けた民間の第3者機関）において、自らの製品がJISを満たしていることの認証を受けると、その製品にJISマークを表示できる。
- ・工業標準化のための審議会として、日本工業標準調査会（JISC）を置く。

② 国際標準化 国際的な標準化は電気の分野からはじまり、戦前にIEC(International Electrotechnical Commission : 国際電気標準会議)が生まれました。戦後になって電気を除く分野の世界的標準化を図る機関として、ISO(International Organization for Standardization : 国際標準化機構。ギリシャ語の「isos : 相等しい」からきている)が誕生しました。ISOには日本からJISCが加入し、日本でのISO窓口となっています。

ISOではさまざまな標準化を進めていますが、もっとも有名なものが、後で述べる9000シリーズとよばれる「品質」に関する標準規格です。企業から見ると、品質というのはカネをかければキリがなく、かといって手を抜けばさまざまな社会的トラブルを起し、致命傷となることから、その適正度（どこまでやればよいか）がもっとも難しいといえます(詳細は「生産のナレッジ」参照)。ISOのこの標準を満たせば、一定の品質を持っていることを意味し、メーカーなどに品質について1つの目安を与えるものとして注目されてきました。

③ **ISO適合性評価** JISマーク同様に、ISOも企業が生み出す製品、サービスがISOの標準規格を満たしていることを認証するということを行っており、これを適合性評価といいます。JISと同様に適合性評価は認証機関(認定を受けた第3者機関)が行っています。ISOでは製品、サービスそのものだけでなく、それを生み出すシステム(マネジメントシステムと表現している)も標準化を行っており、これについても認証を行っています。ただしマネジメントシステムについては認証といわず「審査登録」という言葉を使っており、日本では財団法人日本適合性認定協会が認定する審査登録機関が、各企業の審査登録を行っています。

④ **主なISO規格** 次のものが有名です。

- ・ **ISO9000シリーズ** 品質管理、品質保証に関する規格で、ISOの9000番台(規格番号)にあるので、ISO9000シリーズ(単にISO9000ともいう)といわれている。このうち品質マネジメントシステムへの要求事項(審査登録に必要な事項)はISO9001に規定されている。これはあらゆる規模、業態の組織にも適用できるとしている。
- ・ **ISO14000シリーズ** 組織の環境に果たすべき役割について規定したもの。このうち環境マネジメントシステムへの要求事項はISO14001に規定されている。この他セキュリティマネジメントシステムとしてのISO27000シリーズなども有名です。

ビジネスキーワード

認証、工業標準化法、日本工業規格、JIS、JISマーク、IEC、ISO、ISO適合性評価、認証機関、審査登録、審査登録機関、ISO9000シリーズ、ISO9001、ISO14000シリーズ、ISO14001、ISO17799

家族法

民法の第4編親族、第5編相続は家族法とよばれます。本文に書いた財産法よりもある意味ではなかなか興味深いといえます。ちょっとつまみ食いをしてみましょう。

- ・「どれ位親戚か」を、親を「1」として「親等数」というもので数値化している。しかも上方向は（子から見て親）尊属、下方向（親から見て子）は卑属とプラス、マイナスの概念もある。この親等数をベースとしてさまざまな権利の大きさをびっくりする位シビアに決めている。

- ・親子・夫婦など家族についてなかなかしっかり決めている。「妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する。婚姻成立の日から200日後又は婚姻の解消、取消の日から300日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定する」（ここまで決めるとは！）「夫婦間の契約は婚姻中いつでも夫婦の一方から取消できる」（普通の契約の一方的な取消は原則として双方の合意が必要。夫婦には契約は成立しない？）・・・

- ・相続についてはかなりシビアに決めている。「相続の順序はまずは配偶者と子で半々。子はそれを等分。子が死んでいればその子の直系卑属が代理相続。子も直系卑属もいなければ配偶者（3分の2）と直系尊属（3分の1）が相続。直系尊属がいなければ配偶者（4分の3）と兄弟姉妹（4分の1）が相続。それもいなければ配偶者が

全財産、誰もいなければ国」（ここまで決めている！配分はなかなか微妙なライン？）「遺言は自筆、公正証書、秘密証書の3つしか認めない」「遺言で全財産を××にあげるといっても相続人は一定分は相続できる」（自分の財産でも死んでしまうと自分では決められない）

民法は戦前にでき、第1～3編はこれを基本的に引き継ぎましたが、家族法は戦後全面的に改正されました。そしてそのベースは「家系」から「夫婦・親子」といういわゆる「家族」へとシフトしました。家族のあり方について妙に「権利」についての記述が多く、義務が抽象的だと感じるのは私だけでしょうか。

第 5 章

経営資源に関する法律



Q1. 正しいのは？

- ア. 就業規則にない労働条件を課すには労働契約への明記が必要
- イ. 法定労働条件以上の労働をさせるには労働協定が必要
- ウ. 年次有給休暇はすべての従業員に一定の日数を与えなくてはならない
- エ. 休日労働は時間外労働と同じ割増手当を払わなくてはならない

Q2. まちがいは？

- ア. 自社員を他人の指揮命令下に置くことを労働者派遣という
- イ. 労災保険は通勤途上もその対象となる
- ウ. 雇用保険は事業主が保険料をすべて負担する
- エ. 労災保険は事業主が保険料をすべて負担する

Q3. 不当労働行為は？

- ア. ストライキ
- イ. サボタージュ
- ウ. ロックアウト
- エ. 黄犬契約



Q4. 予約承継が可能なケースは？

- ア. 通常実施権のみの場合
- イ. 職務以外の発明
- ウ. 職務発明
- エ. 共同発明

Q5. 商標権法に該当しないのは？

- ア. 登録主義
- イ. 先使用主義
- ウ. 審査主義
- エ. 先願主義

Q6. 著作権法の対象でないのは？

- ア. プログラム
- イ. データベース
- ウ. パンフレット
- エ. 解法

Q7. 知的財産権の国際的保護をしているのは？

- ア. WIPO
- イ. WTO
- ウ. OECD
- エ. ISO

《ビジネスシーン》

「所長、3週間も産後休暇を頂きましてすみませんでした。前に私が企画したプロジェクトを立ち上げたいので、来週から出勤します」

「だめだよ。労働基準法違反だ」

① **労働法の分類** 労働法とは労働、労働者に関する法律群の総称です。労働法も憲法が原点です。

- ・ **憲法27条第1項** 「すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負う」。労働権と労働義務のことです。これをバックボーンとして作られた法律群を労働市場法（または雇用保障法）といい、職業安定法や労働保険法などがあります。
- ・ **憲法27条第2項** 「賃金、就業時間、休息、その他の就労条件に関する基準は法律でこれを定める」。これにもとづく法律群が雇用関係法とよばれるもので、何ととっても労働基準法がその代表です。
- ・ **憲法第28条** 「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」これは団結権（集う権利）、団体交渉権（ネゴする権利）、争議権（戦う権利）といういわゆる労働三権として知られています。これをバックボーンとする法律を労使関係法といい、労働組合法、労働関係調整法が

その代表です。一方、この労働三権を制約する法律も数多くあり、その代表が国家公務員法、地方公務員法です。これらを公務員労働関係法といいます。

このように労働法は労働市場法（[テーマ27](#)で述べる）、雇用関係法（本テーマでこれから述べる）、労使関係法（[テーマ27](#)で述べる）、公務員労働関係法（本書の対象外）の4領域に分類されます。

また労働基準法、労働組合法、労働関係調整法は、戦後「労働改革」と称されて、真っ先に作られたことから「労働三法」とよばれています。

② **労働基準法** 労働法全体の基本法ともいえます。

(i) **総則** 基本法らしく、ここで労働、労働者に関する「理念」を次のように掲げています。

- ・労働者を「事業に使用され、賃金を支払われる者」と定義しており、正社員、パートタイマー、アルバイトなどの区別はない。使用者は「事業主、経営担当者および労働者に関して事業主のために仕事をする人すべて」と定義している（どこまでが使用者かは判断が難しいのですが、仕事で指揮命令権を持っている人は使用者と考えられます）。
- ・労働条件は憲法第25条の「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を満たすものでなければならない

- ・ここで定める労働条件は最低のものだから、これを守るだけでなく向上に努めなくてはならない
 - ・労働条件は労働者と使用者が対等の立場で決める
 - ・国籍、信条、社会的身分で労働条件を差別してはならない
 - ・男女同一賃金
 - ・労働者の意思に反して強制労働をさせてはならない
- これ以降で次のようなことを決めています。

(ii) **労働契約** 労働者と使用者の契約のこと。2008年に施行された労働契約法において、[テーマ22](#)で述べた雇用契約だけでなく、請負契約、委任契約などでも実質的に指揮命令権がある場合はすべて労働契約として、この法律の規制を受けることとしています。

- ・労働基準法、労働協約（企業と労働組合で結ぶ。[テーマ27](#)参照）、就業規則（企業が決めた全体の労働条件）、労働契約の順に優先される。つまり働く側に不利となる様な労働基準法に反した労働契約は無効。
- ・労働契約は通常は「期間の定めのない」ものだが、期間を定める時は原則として最高3年までとする。

いわゆる正社員（正規雇用ともいう）とはこの期間の定めのない労働契約を結んでいる人を指すことが普通です。一方契約社員（非正規雇用も）という言葉は

さまざまな意味で使われますが、期間の定めのある労働契約をしている人を指していることが多いようです。

(iii)賃金

- ・「通貨払い」、「直接払い」、「全額払い」、「毎月1回以上支払い」、「定期日支払い」が賃金5原則。
- ・使用者の都合で休業させる時は、平均賃金の60%以上支払わなければならない。
- ・最低賃金は最低賃金法で定める。

(iv)労働条件

- ・法定労働時間 休憩時間を除き、週40時間、1日8時間を超えてはならない。ただしフレックスタイム制（始業・終業の時間を労働者が自由にできるもの。期間内の平均が週40時間内ならOK）、変形労働制（1週、1ヶ月、1年の期間単位の平均が週40時間ならOK）、みなし労働制（外部で働く場合で、使用者の時間コントロールが難しい時は、所定の労働時間働いたと「みなす」というもの。適用については労働者が指揮命令下でない時だけとしている。労働基準監督署への届出が必要）、裁量労働制（研究開発、企画、設計などのように使用者がコントロールするよりも、労働者に自由に仕事をさせた方がよいものは、業務ごとに労働時間を決めておき、その業務をやればその時間分働いたことにするというもの。みなし労働制の一種ともいえる。労働基準監督署への届出が必要）という特例が

あり、適用にはすべて「労働者過半数の合意」を必要としている。

- ・ 休憩 労働が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与える。
- ・ 休日 毎週最低1回の休日（または4週間で4日以上）。
- ・ 三六協定 使用者と労働者代表が書面による協定をして、労働基準監督署に届けば、法定労働条件以上の労働も可能（第36条に書いてあるので三六協定という）。
- ・ 割増賃金 時間外労働、深夜労働は通常賃金の25%以上、休日労働は35%以上を割増して払わなければならない
- ・ 年次有給休暇（いわゆる年休） 6ヶ月以上継続して勤務し、その労働日の80%以上出勤した人には、年に10日以上（勤続年数によって違う）の有給（給料を払う）の休日を与えなくてはならない。

(v)年少・女性

- ・ 15才未満は原則として労働できず、18才未満についてもいくつかの規制を定めている。
- ・ 6週間以内に出産予定の女性には産前休暇をその請求によって与えること。産後8週間は就業させてはならない。
- ・ 生理休暇を請求した時は与えること。

- ・この他「男女雇用機会均等法」（男女差別をなくそうというもので、例えば結婚、妊娠、出産などを理由に解雇することを禁止している）、「育児・介護休業法」（育児、介護について特別な労働条件を定めている）がある。

(vi)就業規則、監督

- ・厚生労働省の支部として各都道府県に労働局、各地に労働基準監督署を設けて、労働に関する監督をする。
- ・常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届けなくてはならない。

③ **労働安全衛生法** 労働基準法とともに雇用関係法として分類されるもので、次のようなことを定めています。

- ・安全衛生管理体制 統括安全衛生管理者（安全衛生のリーダー。工場長、所長など）、安全管理者、衛生管理者、産業医（労働者の健康管理を行う医師）などの機関を業種、規模に応じて設置するよう求めている。
- ・危険、健康障害 危険、健康障害をおかす可能性のある仕事や、機械および有害物を扱う仕事についてはそれぞれ規制を設けている。
- ・健康 安全衛生教育、作業環境の測定、その結果の評価、雇入れた時点およびその後1年以内ごとに1回ずつ定期健康診断を行うことなどを定めている。

- ・その他 都道府県労働局長は改善措置が必要と認めた事業所には、安全衛生改善計画の作成を指示できる。これらの診断・サポートには労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントが携わる。

ビジネスキーワード

労働法、労働市場法、雇用保障法、雇用関係法、労働基準法、労働三権、労使関係法、労働三法、労働契約、労働協約、就業規則、労働契約法、正社員、正規雇用、契約社員、非正規雇用、法定労働時間、フレックスタイム制、みなし労働制、裁量労働制、三六協定、割増賃金、年次有給休暇、労働基準監督署、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働安全衛生法

《ビジネスシーン》

「派遣社員の人ってどこから給料もらっているの？」

「派遣元の企業に決まっているだろう。指揮命令権だけをこの会社に移しているんだ」

① **労働市場法（雇用保障法）** 雇用のミスマッチをなくしていこうとするもので、次のようなものがあります。

- ・ **雇用対策法** 雇用対策に関する基本法。「雇用対策の理念、事業主の責任」「求人・求職へのサポート」、「技能労働者の養成、技能検定」「職業転換給付金の支給」「事業主による再就職の援助」などを定めている。
- ・ **職業安定法** 職業選択の自由をテーマに、公共職業安定所（職安）などの職業安定機関、民間の職業紹介事業、労働者の募集・供給事業について定めている。
- ・ **労働者派遣事業法** それまでファジーだった労働者派遣についてはっきりと定義し、派遣労働者を守る法律。

定義

労働者派遣⇒自社の社員を労働契約はそのまま、他社の指揮命令を受けて、他社のために働かせること。建設、警備、医療などの業務は不可。自社の社員が対象であり、職業安定法の職業紹介とは異なる。

これ以外の派遣労働を禁止している。例えば二重派遣（派遣されてきた社員を他社へ再派遣すること）などは、上の定義の自社の社員の派遣に反するので禁止。派遣契約は派遣労働者と派遣先企業の契約ではなく、派遣元と派遣先という企業間の契約となる。

・ **職業能力開発促進法** 職業訓練、職業能力の検定について定めたもの。企業の行う教育について支援を行うことを決めている点で注目されている。

② **社会保険** 労働市場法（この場合は雇用保障法のほうがフィットしている）の1つに労働保険法があります。労働法の枠を超えてしまいましたが、ここで社会保険について整理してみましょう。

保険とは一般にリスク（将来のトラブル）を抱える人が集まり、拠出金（保険料という）などを出し合って、積立て、特定の人にそのトラブルが発生した場合、一定金額を支払う（保険給付、または保険金という）仕組みをいいます。

定義

社会保険⇒社会全体として、法律にもとづいて行われる保険。強制加入、一部国庫負担という特徴がある。保険を運営する組織を保険者、加入者を被保険者という。これ以外は普通保険（民間保険）といい、生命保険や損保保険などがある。

社会保険は大きく次の2つに分かれます。

(i) **生活をベースとする保険** 次の2つがあります。

- ・ **医療保険** 健康保険法にもとづき、すべての国民の加入が義務付けられている。ベースは健康保険であり、保険者は社会保険庁および一定規模以上の企業が設立する健康保険組合。被保険者はいわゆるサラリーマン（その扶養家族も）。保険料は収入に応じた一定額を、事業主と被保険者が折半で負担する。公務員などはそれぞれの共済組合が保険者となる。この2つ以外の人（自営業者、一定規模以下の企業に勤務するサラリーマン、退職者など）は市区町村が保険者となる国民健康保険に加入する。保険料は年収によって決まる。
- ・ **年金保険** 年金とは一定期間ごとに一定額の給付を行うものを総称している。公的年金と私的年金（自ら積み立て、自らもらう）がある。公的年金は社会保険の一部と考えられ、年金保険ともいわれる（今大騒ぎしているものです）。

法律としては国民年金法と厚生年金法の2つがある。国民年金は社会保険庁が保険者となり、20才から60才までのすべての国民の加入が義務付けられている。一定期間これに加盟していれば、原則として65歳から年金を受け取ることができる。さらに健康保険同様に一定規模以上の企業に納めるサラリーマンは厚生年金、公務員などは共済年金にも加入する。この2つは国民年金に上乗せするという意味で、「2階建て」という。1階が国民年金（この場合は基礎年金という）、2階が厚生年金、共済年金。

(ii) **労働保険** 労働に関する保険で、次の2つがあります。（これに対して(i)だけを社会保険ということもある）

- ・ **労災保険** 企業で働く労働者が対象で、労働者災害補償保険法にもとづいたもの。一般には労災保険、労災といわれる。業務上および通勤途上で負傷、病気、障害、死亡などのトラブルがあった時に保険給付がなされる。原則としてすべての事業所に適用され、保険料は賃金総額に一定比率を掛けたものを事業主が全額負担する。
- ・ **雇用保険** 労働者の失業時の給付（以前は失業保険といっていた）と求職活動の支援を行う保険。保険料は労働者、事業主が負担する。

③ 労使関係法 これには次の2つの法律があります。

(i) 労働組合法 憲法28条の労働3権をベースとして次のようなことを定めています。

- ・労働組合とは 「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善、その他の経済的地位の向上を主たる目的として組織する団体またはその連合団体」と定義。日本では現在、単位労働組合（労働者が個人として組合に加入したもの。単組という。支部などを持っているものを単一労働組合として分けることもある。企業別組合がほとんど）をベースとして、産業別労働組合（ほとんどが単組の連合体。産別という。自動車総連、電機連合など）、ナショナルセンター（全国中央組織）というピラミッド構造をとる。連合（日本労働組合総連合会）は日本最大のナショナルセンター。
- ・労使関係 団体交渉（労働組合が使用者と交渉すること）し、その結果合意した労働条件は書面にし、両者が署名、記名捺印をする。これを労働協約といい、就業規則、労働契約に優先して適用される。（労使協定というのは同じような意味で使っているが、これは[テーマ26](#)で述べた労働基準法の例外事例を適用する条件として要求しているもので、使用者と過半数の労働者との協定のことをいう。）労働組合は組織拡大のために、労働協約にてその加入について強制力を持たせることが多い。企業は非組合員も採用できるが、従業員は採用後に組合員に

なること」を労働協約に規定するといったもので、これをユニオンショップという。組合員以外は採用できないとするものはクローズドショップ、組合加入を自由にしたものをオープンショップという。

- ・ 不当労働行為 使用者が組合の結成、権利、自主性などを侵害する行為のこと。不当労働行為として、不利益取扱い行為（組合員であることや組合活動を理由に、解雇や不利益な扱いをすること）、黄犬契約（「おうけん」と読む。組合の不参加、脱退を雇用条件とすること。黄犬は裏切り者）、団体交渉拒否、組合の組織や運営に支配・介入、組合に経済的援助を与えること、労働委員会への申立てを理由に報復的に不利益的な取扱いをすることなどを挙げている。
- ・ 労働委員会 厚生労働大臣の下に中央労働委員会。その下に都道府県労働委員会を置く。労働委員会は使用者・労働者の代表者および第3者の公益委員の各同数から成る。

(ii)労働関係調整法 争議権を具体化したものです。

定義

労働争議⇒労働者と使用者の間で、その主張が一致せず争議行為が起きている状態

争議行為とは労働者、労働組合、使用者が自らの主張を貫徹しようとする行為のことをいいます。労働者側の手段としてはストライキ(業務をやらない)、サボタージュ(業務の能率を落とす)、使用者にはロックアウト(事業所の閉鎖)などがあります。労働争議については労働者、使用者の自主的調整をベースとしますが、それがだめな時は労働委員会の斡旋、調整、協議などを行います。ただし公益事業の争議に関しては内閣総理大臣が緊急調整をすることができるとしています。争議行為は他の法律にも次のような規定があります。

- ・ 免責 労働組合法では争議行為が正当なものであれば、刑事上の免責(刑法上の対象とならない)、民事上の免責(使用者がストライキによって損害を受けても、損害賠償を請求できない)を認めている。
- ・ 制限 国家公務員、地方公務員はそれぞれの法律で争議行為が禁止されている。

ビジネスキーワード

労働市場法、雇用保障法、雇用対策法、職業安定法、公共職業安定所、労働者派遣事業法、職業能力開発促進法、社会保険、保険者、被保険者、健康保険、国民年金、厚生年金、労災保険、雇用保険、労使関係法、労働組合法、労働組合、単組、産別、ナショナルセンター、労働協約、ユニオンショップ、不当労働行為、黄犬契約、労働委員会、労働関係調整法、争議権、労働争議、争議行為

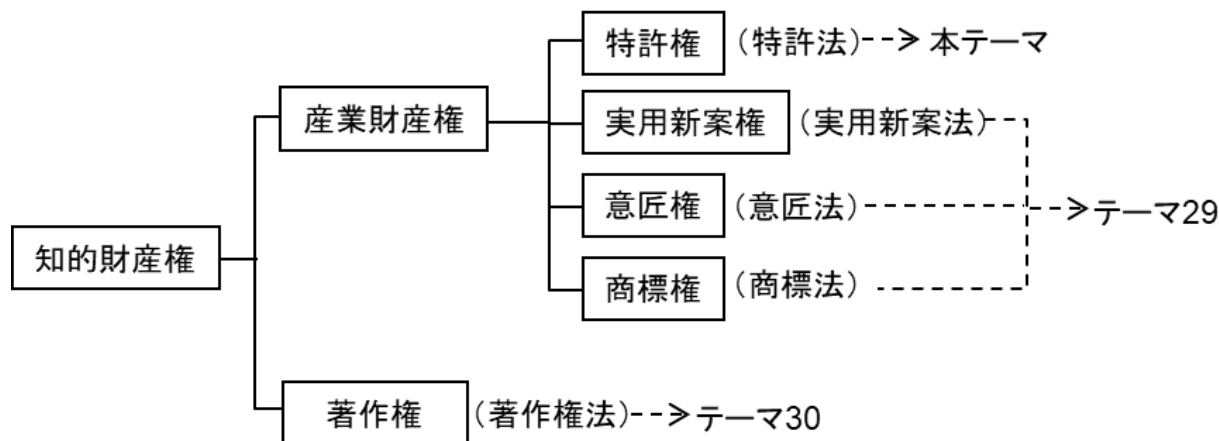
《ビジネスシーン》

「特許権って発明者が持つんでしょ。会社が発明したら会社が持つの？」

「違うよ。どんな時でも発明者個人に行くんだ。ただ工作中的の発明については、会社が無条件にその特許発明を使えるんだ」

人の知的創造活動（頭を使った活動）によって生まれる成果物を知的財産といいます。これに関する権利を知的財産権（無体財産権、知的所有権ともいう）といい、いくつかの法律で守られています。

知的財産権は大きくは産業財産権（以前は工業所有権といっていた）と著作権（芸術が出发点）に分かれ、下図のようなものがあります。



本テーマでは特許法について述べます。

① 発明と特許 発明を保護するのが特許です。

定義

発明⇒自然法則（自然界でのルール）を利用した技術的思想の創作（人間が頭を使って工夫したもの）のうち、高度なもの（ありふれたものはダメ）。自然法則自体（例えば万有引力の法則）や発見（創作しないで見つけただけ）は含まない。

特許⇒産業上利用できることを発明した者は、公然と知られたり、実施されたり、刊行物やネットワークで皆が知っているものを除き、特許として保護される。

発明の対象はモノ、技術、生産方法だけでなく、ビジネス方法（ビジネスモデルという）、コンピュータソフトウェアなど多岐に渡ります。特許を受けられる人は発明者という人（個人）であり、法人は発明者にはなれません。

皆が共同で発明した時は、その各個人が共有して持つことになります。これを共同発明といいます。「共同で持つ」ということは、例えば自らの持ち分についても、他の発明者の同意がないと譲渡することもできません。

② **実施権** 特許権者（特許権を持つ人）は発明を独占的に実施し、他人の使用などを排除し、その発明によってなされる事業を独占し、利益を得ることができます（これは知的財産権に共通しているのですがなかなか強烈なものです）。

特許権者はその特許を実施する権利（実施権という）を譲渡したり、ライセンス（利用許可を与えること。与える人はライセンサー、与えられる人はライセンシー）したりすることができます。実施権には次の2つがあります。

- ・ **専用実施権** 特許発明（または一部分）を排他独占的（他人には使わせない）に実施できる権利（これに対する質権の設定、再ライセンスは特許権者の承諾が必要）。

- ・ **通常実施権** 上記以外の実施権

③ **職務発明** 先ほど述べたように特許権者となり得るのは個人であり、法人はなれません。しかし実際に出願される特許の大部分は、企業の従業員が職務中にした発明、つまり企業の研究開発業務のもとで生まれた発明です。

定義

職務発明⇒使用者（企業など...）の従業員（役員も含む）がその業務範囲で行った発明。

職務発明における企業と従業員の利益調整について、特許法では次のように定めています。

- ・ 使用者の通常実施権 従業員がその職務発明において特許を受けた時は、使用者はその通常実施権を持つ。つまり無償でその特許を使用できる。
- ・ 予約承継

定義

予約承継⇒あらかじめ使用者に対して、特許を受ける権利、特許権を承継する権利、専用実施権を設定することを定めた労働契約、就業規則のこと。

職務発明以外では予約承継は無効です。一方職務発明については予約承継を認めています。ただしその場合は従業員（発明者）は「相当の対価を得る権利をもつ」としています。この「相当の対価」というフアジーな表現によって過去企業と発明者でもめて裁判になっています（マスコミを賑わしたので知っている人も多いと思います）。これを受け2004年に一部改定され、この対価は「その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担・貢献および従業員等の処遇、その他の事情を考慮して決めなければならない」と「少し企業寄り」になっています。

④ **特許登録** 発明は特許として登録されることで与えられます。登録には次のような特徴があります。

- ・ **先願主義** 日本では全く同じ発明には、出願が早い方が優先される（これを先願主義という）。世界でもアメリカだけは、「早く発明したことを立証した者を優先する」という先発明主義をとる。
- ・ **期間** 特許権は出願後20年間有効。医薬品などに関する特許権は延長登録出願によって最長5年の延長が可。

特許は次のようなプロセスで登録されます。

- ・ **出願手続** 書面（電子化もOK。願書、明細書、図面、要約書などから成る）を出願手数料とともに提出。
- ・ **審査** 審査は方式審査（ルールを守っているか）、実体審査（発明の中身を見る。特許庁審査官が行う）から成る。知的財産権について実体審査を行うことを審査主義という（方式審査のみのものを無審査主義という）。
- ・ **出願公開** 出願から1年6ヶ月経過すると、審査状況によらず出願内容を公開する。
- ・ **査定、登録** 審査の結果が出され（査定という）、OKならば、特許料を払って登録される。

⑤ **特許侵害** 登録された特許権の侵害には、正当の権限のない第三者が特許発明をビジネスとして実施すること（これを直接侵害という）だけでなく、間接侵害（ビジネスとして特許権を使っているわけではないが、実質的には侵害していたり、そのままにしておくとは侵害する可能性が高いこと）もあたります。例えば「言葉を話すロボット」というモノの発明の特許権に対し、このロボットを作る部品をセット販売するといったものです。

特許権侵害に関しては特許権者および専用実施権者は差止請求（侵害の阻止、または予防）、損害賠償請求などができます。また民法による不当利得返還請求（特許権侵害によって得た利益を請求）もできます。さらにはこれら民事だけでなく、故意の侵害については特許権侵害罪という刑事罰にも問われます。

ビジネスキーワード

知的財産権、無体財産権、知的所有権、産業財産権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、発明、特許、共同発明、ライセンス、ライセンサー、ライセンシー、専用実施権、通常実施権、職務発明、予約承継、先願主義、先発明主義、方式審査、実体審査、特許庁審査官、審査主義、無審査主義、直接侵害、間接侵害、差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求

《ビジネスシーン》

「部長、今うちのやっている『ネットらくらく』ってサービス好評で、あちこちで評判になってますよ」

「ちゃんとサービスマークに登録したか？」

① **実用新案権** 実用新案とは「物品の形状、構造、組み合わせ」でビジネスに利用できるものをいいます。要するに特許の発明とほぼ同じなのですが、「高度さ」が要求されないものです（小発明ともいわれる）。実用新案権は出願後、方式審査だけで実体審査がなく、すぐに登録されます（無審査主義）。保護期間は出願日から10年と短くなっています。

実用新案権は特許権とほぼ同様に、排他独占的な実施、利益享受が得られ、侵害に対しても特許と同様の手段をとることができます。ただし、実用新案権者、専用実施権者は技術評価書（特許庁が作成した「お墨付き」）を示して、相手に警告した後には、その手段をとることができません。

② **意匠権** 意匠とは「物品の形状、模様、色彩、およびこれらの結合で、視覚を通じて美感を起こさせるもの」、いわゆるデザインに関する知的財産権です。意匠権が認められるためには「産業上利用していること」「新規性のあること」

「創作が容易でないこと」の3つがあり、審査されて登録されると（審査主義）、登録日から20年間有効です。特許権と同様に排他独占的な実施、利益享受が得られ、侵害に対する手段をとることができます。

③ **商標権** 商標とは自社の商品・サービスと、他社のものとを識別するために使われる名前、シンボル、デザイン、色彩、その結合体をいいます。サービス業が使うときはサービスマークともいわれます。商標権の特徴は次の通りです。

(i) **登録主義** わが国の商標法では、使用する意思さえあれば出願にもとづく登録により商標権を認め（登録主義）、かつ先願主義です。一方アメリカのように最初の使用者に対して優先的に認めることを先使用主義といいます。

(ii) **審査主義** 商標は実体審査が行われる審査主義です。実体審査のポイントは次のような点です。

- ・ 一般的要件 普通名称（机）、慣用商標（観光ホテル）、「ありふれた名前」など識別力がないものは登録しない。
- ・ 不登録事由 識別力があっても他人の氏名（承諾を得ている時はOK）、他人の商標として広く知られているものや登録商標と同一または類似で、その商品・サービスと同一または類似の商品・サービスに使うものなど、需要者を誤解させるようなものは認められない。

登録日から10年間保護され、更新することも可能です。

ビジネスキーワード

実用新案権、小発明、意匠、意匠権、商標権、商標、サービスマーク、登録主義、先使用主義

《ビジネスシーン》

「先日受けた社外セミナーのテキスト、よくできているので今度の課内勉強会で使おうと思います」

「勝手にコピーしたら著作権侵害だろう」

① **著作権** 著作権法は著作物を保護する法律です。

定義

著作物⇒思想、感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術、音楽の範ちゅうに属するもの。

著作物は芸術が出发点です。しかしここに「学術」という言葉が入っており、一般ビジネス分野における創作活動による成果物もこの対象となります。例えばパンフレット、説明書、図面、教育...といったものです。さらに著作権法では次の2つも著作物として保護すると明記しています。

・コンピュータプログラム コンピュータで動くソフトウェアはすべて対象。ただしプログラム言語、規約（通信プロトコルなど）、解法（アルゴリズムともいわれる。特許法の対象にはなる）は対象外としている。

- ・データベース データの集積のうち、選択（検索）や構成（データの蓄積方法）に創作性のあるものをデータベースとして保護対象とする（コンピュータとは無関係）。

逆に著作権法の保護対象としないものは次の2つです。

- ・著作物ではない 事実伝達の雑報や時事の報道。
- ・著作物だが著作権法では保護しない 法令、判決、その翻訳物・編集物で、国、地方公共団体が作成するもの。

② **著作者** 著作権はすべて著作者にあります。著作者とは著作物を創作した人をいい、「自らが著作者である」という手続を一切必要とせずに、著作権法で保護されます（これを無方式主義という）。また著作者は特許とは異なり、個人でも法人でも構いません。

次のような特例も定めています。

- ・ **法人著作物** 法人が著作者となる場合はプログラムとそれ以外では異なる。プログラムでは「法人が企画、立案していること」「法人の従業員などが職務で作成していること」「契約、勤務規則に定めがないこと」の3つがそろった時に、その法人をプログラムの著作者と認める。プログラム以外の著作物ではこの3条件に「法人が自己名義で公表すること」が加わる。

- ・ **共同著作物** 共同著作物とは2人以上（法人を含む）が共同で作成した著作物で、著作物に対する各人の寄与を明確に分離できないもの（誰がどこを作ったかがわかれば、それぞれがその部分の著作者となる）。共同著作物は特許の時と同様に、全員が共同で1つの著作権を持つと考え、共同著作者の1人であっても勝手に著作物を使用できず、著作者全員の承諾が必要となる。
- ・ **二次的著作物** 著作物を翻訳したり、編集したり、脚色したりして、翻案（内容を保ちながら表現形式を変える）したものをいう。二次的著作物はそれを翻案した人に著作権があるが、原著作者のライセンスか譲渡が必要。この二次的著作物を第三者が利用するときは、原著作者と二次的著作権者の両方のライセンスか譲渡が必要。

③**著作権の内容** 著作権には大別して著作者人格権と著作財産権（狭義にはこれを著作権という）があります。著作者人格権は、著作者が自己の著作物に対して有する人格的、精神的利益を保護するものであり、この権利を他人に譲渡することはできません。著作財産権は著作物の利用に関する財産的権利で、他人への譲渡が可能です。

- ・ **著作者人格権** 公表権（著作物を公表するかどうか、いつ公表するかを決定する権利）、氏名表示権（著作者の氏名を表示する権利で、実名だけ出なく、ペンネーム、略称などの変名や無記名も可）、同一性保持権（著作物の題名や内容を

勝手に変更させないという権利) がある。

- ・ 著作財産権 複製権 (コピー)、上演権、演奏権、公衆送信権 (ネットワークで流す)、口述権 (話す)、展示権 (見せる)、頒布権 (配る)、譲渡権、貸与権、翻案権、二次的著作物の利用に関する原作者の権利...がある。

- ・ 著作隣接権 これ以外に実演家 (著作物を利用して実演を行う者。歌手など)、レコード製作者、放送事業者には著作権に準じた権利が与えられ、これを著作隣接権という。

④ **著作権の期間、制限** 保護期間にはいくつか細かいルールがありますが、原則として創作の時から権利が生まれ (作っている最初から)、著作者の死後50年間 (!) 存続します (無名、変名、法人などは公表後50年)。

次の場合は例外的に著作権の保護対象外としていますが、ルールがファジーなためにその解釈でもめています。

- ・ 私的使用のためのコピー (どこまでが私的使用かが問題)。
- ・ 公衆の利用に供する図書館などで利用者が求めるコピー (インターネットの現代でどこまで可能かは難しいテーマ)。
- ・ 公表された著作物を学校教育の目的上、必要と認められる限度において、教科用図書への掲載、コピー。
- ・ 営利目的、料金をとらないケースでの公表著作物の上演。

- ・公表された著作物を報道、批評、研究、その他の目的のために正当な範囲内で引用すること（何が「報道」「批判」「研究」か「正当の範囲」とはどこまでかが問題）。

⑤ **著作権の侵害** 著作権侵害は他の知的財産権同様に、差止請求、損害賠償請求、不当利益返還請求が可能です。しかし「役所への登録」のない無方式主義のためトラブルはやっかいです。そこで文化庁に届けば第三者の斡旋委員が選ばれ、トラブルの調整をしてくれることになっています。

ビジネスキーワード

著作権、著作権法、著作物、コンピュータプログラム、データベース、著作者、法人著作物、共同著作物、二次的著作物、翻案、著作者人格権、著作財産権、著作隣接権

《ビジネスシーン》

「特許って公開されてしまうでしょ。企業が持っている秘密は特許で保護してくれないの？」

「営業秘密として法律で保護されているよ」

知的財産権の最後に不正競争防止法と、知的財産権の国際的保護について述べます。

① **不正競争防止法** 企業間の不正競争を防止するもので、独禁法(公正な競争を促す)の裏返しのような法律です。しかしその内容のほとんどが企業のブランド、アイデア、ノウハウを守るものであり、知的財産法の1つとして位置づけられます。ここでは以下の行為を不正競争として禁止しています。

- ・他人の商品表示（商号、商標、容器、包装など）として広く世間に知られているものと、同一または類似のものを使って、需要者を混同させること（どちらが本物かわからない）。これによって商標登録などをしていなくても、自社のマークをライバル企業が使用することを排除できる。

- ・ 著名な商品表示と同一・類似なものを使うこと(上のように混同しなくても、関係あるのかなと思わせること。有名電気メーカーのブランドを自社の自転車につけるなど)。
- ・ よく似た商品（コピー商品）を販売すること。
- ・ 営業秘密（トレードシークレット）を不正行為によって取得、使用、開示すること。

定義

営業秘密⇒企業が秘密として管理しているもののうち、ビジネスに有用でかつ公然と知られてないもの。

- ・ 動画・音声・プログラムの実行、記録を技術的に制限している時に、この制限をはずすものを販売すること。
- ・ 不正に利益を得たり、他人に損害を与える目的で、他人のドメイン(インターネット上で与えられた住所、というよりも名前)を取得、保有、使用すること。
- ・ 不正な商品表示（原産地、品質、内容...）をしたり、その商品を販売すること。
- ・ ライバルの信用を害する虚偽の事実を流すこと。

上記の不正競争に対しては差止請求、損害賠償といった民事上の措置のほか、2003年から悪質なものは刑事罰の対象となりました。

② 国際的保護

(i) **工業所有権** 1883年に工業所有権保護に関するパリ条約が結ばれました。保護対象は発明、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、地理的表示（原産地などの表示）までとなっています。次の3点を基本原理としています。

- ・内国民待遇 外国人にも自国民と同一の保護をする。
- ・優先権 ある国での出願後一定期間(特許・実用新案は1年、意匠・商標は1ヶ月)内の他の国への出願は、最初の出願と同じ日に出願したとみなす。
- ・特許独立の原則 ある国で無効とされても、他国での特許の効力は左右されない。

これを推進しているのがWIPO(World Intellectual Property Organization：世界知的所有権機関。)です。

(ii) **著作権** 従来アメリカでは日本とちがって、方式主義を取っており、著作物には「©またはCopyright／著作権者の正式名称／第一発行年」を記載することになっていました(現在はアメリカも無方式主義を採用)。このように著作権は芸術分野が出发点のため、国際的な統一が難しいといえます。現在は次のような形で国際協調されつつあります。

- ・ベルヌ条約 日本を含め150カ国以上が加盟している著作権に関する条約。無方式主義、内国民待遇が原則。

- ・万国著作権条約 日本を含め100カ国近くが加盟している。1989年にアメリカがベルヌ条約に加盟するまではベルヌ加盟国とそれ以外の国との橋渡しとなっていた。
- ・WIPO WIPOは工業所有権の他、一部の著作権もこの対象としている。1996年にはWIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約が締結され、前者はコンピュータプログラム、データベースの保護および貸与権について、後者は著作隣接権について合意されたことが注目される。

ビジネスキーワード

不正競争防止法、営業秘密、トレードシークレット、パリ条約、WIPO、世界的所有権機関、ベルヌ条約、万国著作権条約

法律を勉強して

法律を学んだ中年ビジネスマンの率直な感想を挙げておきます。すべて弊社で行ったビジネスリーダー養成で本当にあった発言です。

- ・会社法 「こんなことまで決めなくても別にいいんじゃないの。社内のことは社内で決めればいいと思うけど」
- ・金商法 「ギャンブルする方ばかり見て、ギャンブル対象の会社のことを考えてないなあ。何だかマネーゲームの対象となる会社っていやだなあ。いっそうちも上場なんかやめればいいのに」
- ・法人税法 「いくらなんでも、もうけの40%はとりすぎじゃないの」
- ・環境法 「結局何を決めてるんだ。PPPならはっきりカネの計算方法決めたらどうだ。環境税もありだな」
- ・民法 「契約については勝手にしろってことか。商法と民法のルールが混乱していないか。でも実態にはまあまあ合っているようだ」
- ・消費者保護 「消費者を守りすぎているよなあ。ただこんなこと決めなくても、消費者をいじめればマスコミが黙ってないだろう」

- ・労働基準法 「マネジャーは使用者か。大体零細企業と大企業を同じルールにするなんて、いくら何でも無理だよ。会社法のようにパターン分けして整理すべきだろう。差別があるのは年齢だろう。中高年リストラとか、もっと現実的な話題にしてよ」
- ・労働組合法 「何だか読んでいると戦後の混乱期のような。もうこの法律が想定している労使関係なんてないだろう。労働者は使用者と『戦う』ことよりも、どうやったら自らのリターンと会社のリターンが一致するかを考えるべきなんじゃないか」
- ・特許法 「特許が個人に行くのに、会社が特許、特許って騒ぐのも不思議だな。会社で言ってるやつも理解してないんじゃないか」
- ・著作権法 「この不正コピーがいけないのはわかるけど、個人的使用、教育、図書館はOKというのは納得いかないなあ。なぜ？こんなものがあるからかえって不正コピーがはびこるんだろう」